

# 「大阪府高齢者計画2021」の 取組み状況(一対一対応版)

大阪府福祉部高齢介護室

## 「大阪府高齢者計画2021」の取組状況(一対一対応版)

### 第1章 計画策定の意義

第5節 計画の策定及び推進体制				
第2項「自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付の適正化」に関する取組と目標				
1. 自立支援、介護予防又は重度化防止				
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	課題及び今後の方向
			R3年度 取組みの状況	
1	4	○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援	・介護予防に資する通いの場への参加率8%	○R2年度参加率5.8% ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村) 【専門職広域支援調整体制の整備】通いの場への専門職派遣(22市町村、86人、276回)
2	4		生活支援コーディネーター養成研修会の開催:1回/年	【初任者研修】1回、受講者数90名 【全体研修】1回、受講者数 122名
3	4		生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年	○「大阪ええまちプロジェクト」において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会等を実施。 【大交流会】2/25~26 【行政職員向け研修会】1回・参加者55名
4	4		○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実	○社会参加や生きがいづくりの機運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【プロジェクト型支援】:13団体 【随時個別相談支援】24件
5	4	○大阪府アドバイザー等の重点支援市等への派遣	大阪府アドバイザーの市町村への派遣:50回/年	○介護予防活動強化推進事業の実施 自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザーの派遣や専門職の養成、生活機能改善等を目的とする短期集中予防サービスの効率的な介護予防ケアマネジメント推進を支援。 【重点支援市町への派遣】4市町 56回
6	4		生活課題アセスメント訪問指導者の市町村への派遣:100回/年	【その他市町村の求めに応じた派遣】12市町村 16回 【生活課題アセスメント訪問指導者の派遣】:7市町 131回
7	4	○職能団体との連携	・介護予防の推進に資する専門職広域支援調整連絡会の開催:3回/年	(再掲) ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村)
8	4	○市町村が行う介護予防活動への支援	・市町村職員等に対する研修会の開催:15回/年	(再掲) ○介護予防活動強化推進事業の実施 自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザーの派遣や専門職の養成、生活機能改善等を目的とする短期集中予防サービスの効率的な介護予防ケアマネジメント推進を支援。 【重点支援市町職員等】4市町 8回 【全市町職員等】43市町村 4回
9	4	○介護予防に関わる人材育成	・介護予防ケアマネジメント推進研修会の開催:3回/年 【養成人数】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士:計400名、 管理栄養士・栄養士、歯科衛生士:計200名、 生活課題アセスメント訪問指導者養成スクール(入門コース:30名、実践コース:28名)	(再掲) ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村) 【介護予防ケアマネジメント推進研修会】4回・457名 【アセスメント訪問指導者養成スクール】 入門コース32名・10回 実践コース28名・4回 【専門職の指導者等養成研修会】6回・389名

## 2. 介護給付の適正化

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度	課題及び今後の方向
				取組みの状況	
10	4		・介護認定審査会委員研修の開催:1回/年	○介護認定審査会委員新規研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を実施した。 ・介護認定審査会委員新規研修の開催:1回 令和3年6月18日～7月30日(動画配信)受講者:397名	公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員に対する現任研修を実施するなど、市町村等への支援に努めていく。
11	4		・認定調査員研修の開催:新規4回/年、現任2回/年	○認定調査員(新規及び現任)を対象に、認定調査の実施方法や留意点、特記事項の記入方法について研修を実施した。 ・認定調査員新規研修の開催:4回 ①令和3年6月21日～28日(動画配信)修了者:129名 ②令和3年9月13日～9月21日(動画配信)修了者:78名 ③令和3年12月16日 修了者:94名 ④令和4年3月3日 修了者:77名  ・認定調査員現任研修の開催:1回 令和4年3月31日～令和5年3月31日 (動画配信)受講者:120名	公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識及び技能を認定調査員や市町村職員等が修得できるよう、研修を充実させるなど、市町村等への支援に努めていく。
12	4	○要介護認定の適正化の支援	・主治医研修の開催:2回/年	○かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法、留意点等に関する研修を実施とともに、意見書の記載の参考とする問診票の活用について、医師や病院関係者等へ周知を行った。 ・主治医意見書作成研修の開催: 2回 ①令和3年9月25日 受講者:260名 ②令和4年3月12日 受講者:186名  ・要介護認定に係る病院医師等医療従事者の理解促進事業「研修用動画作成及び病院研修用動画活用説明会の開催」 ①令和4年3月5日 受講者:50名	要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載が迅速及び適切に行われるよう関係者に対する研修を充実させるよう努めていく。また、引き続き病院医師等、医療従事者の理解促進を図る。
13	4		市町村職員研修の開催(1回/年)及び介護認定審査会訪問による技術的助言の実施	○市町村要介護認定事務担当職員を対象に、適正な要介護認定に関する研修や助言を実施した。 ・市町村要介護認定担当職員研修 1回 令和3年10月15日 受講者:66名  ○介護認定審査会の傍聴及び意見交換を通じて、保険者へ技術的助言を行った。 令和3年9月～12月 ・審査会訪問数 5市(政令市への協力含む) ・国の要介護認定適正化事業における審査会訪問への同行 1市	市町村職員等、介護認定審査会の運営に関わる者が必要な知識、技能を修得し、公平・公正かつ適正な要介護認定が実施できるよう、プロセスに関わる関係者に対する研修を充実させる。
14	4	○ケアプラン点検等、上記以外の7事業	・ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修の開催:1回/年	○市町村介護給付適正化事務担当職員を対象に、個別ヒアリングで得た好事例等の展開やケアプラン点検に関する研修会を実施した。 市町村職員向け研修会 2回 ・令和3年10月1日～(動画配信) 受講者:39市町村 ・令和4年3月1日 受講者:36名	専門的な知識を有する職員の不足やノウハウの蓄積に課題があることから、ケアプラン点検や給付実績の活用等について研修会を行い、先進的な取組みについて共有や情報提供を行うなど、給付の適正化を図る。
15	4		・介護給付適正化システムの操作研修の開催:1回/年	○介護給付適正化システムの活用を促進するため、介護給付適正化システム研修会を実施(書面開催)した。 ・国保連合会介護給付適正化システムに関する研修会 1回	

「大阪府高齢者計画2021」の取組状況(一対一対応版)

第3章 施策の推進方策				
第1節 自立支援、介護予防・重度化防止				
1. 市町村における自立支援、介護予防・重度化防止の取組み支援				
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況
1	37	○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援	・介護予防に資する通いの場への参加率:8%	(再掲) ○R2年度参加率 5.8%。 ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村) 【専門職広域支援調整体制の整備】通いの場への専門職派遣(22市町村、86人、276回)
2	37		・生活支援コーディネーター養成研修会の開催:1回/年	(再掲) 【初任者研修】1回、受講者数90名 【全体研修】1回、受講者数122名
3	37		・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年	O2回、受講者数計98名
4	37		・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年	(再掲) ○「大阪ええまちプロジェクト」において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会等を実施。 【大交流会】2/25~26 (再掲) 【行政職員向け研修会】1回・参加者55名
5	37		・プロジェクト型支援:15団体/年	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの機運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【プロジェクト型支援】13団体
6	37		・個別相談型支援:30団体/年	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの機運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【随時個別相談支援】24件
7	37		・大阪府アドバイザーの市町村への派遣:50回/年	(再掲) ○介護予防活動強化推進事業の実施 自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザーの派遣や専門職の養成、生活機能改善等を目的とする短期集中予防サービスの効率的な介護予防ケアマネジメント推進を支援。
8	37		・生活課題アセスメント訪問指導者の市町村への派遣:100回/年	(再掲) 【重点支援市町への派遣】4市町 56回 【その他市町村の求めに応じた派遣】12市町村 16回 【生活課題アセスメント訪問指導者の派遣】7市町 131回
9	37		・職能団体との連携 各職能団体との連携により市町村が開催する自立支援に資する地域ケア会議の助言者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士)や住民運営の通いの場における専門職の派遣による支援等を行います。	(再掲) ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村)
10	38	○市町村が行う介護予防活動への支援 自立支援に資する地域ケア会議の府内市町村への普及展開とともに、本人の希望を中心とした自立支援型の介護予防ケアマネジメント、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者の生活機能改善等を目的とする「短期集中予防サービス」等の取組みを推進する市町村において、研修会を実施します。	・市町村職員等に対する研修会の開催:15回/年	(再掲) ○介護予防活動強化推進事業の実施 自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザーの派遣や専門職の養成、生活機能改善等を目的とする短期集中予防サービスの効率的な介護予防ケアマネジメント推進を支援。 【重点支援市町職員等】4市町 8回 【全市町職員等】43市町村 4回

1. 市町村における自立支援、介護予防・重度化防止の取組み支援					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
11	38	○介護予防に関わる人材育成 ・介護予防に資する指導者等の養成 各機能団体と連携し、市町村における自立支援に資する地域ケア会議の運営(助言者として参画)や総合事業短期集中予防サービス、住民運営の通いの場の立ち上げなど介護予防の取組みを支援する専門職を養成します。 ・生活課題アセスメント訪問指導者の養成 リハビリ専門職が介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に向け、地域包括支援センター職員・ケアマネジャーと同行訪問し、生活行為(IADL等)の評価や適切なサービスの提案を行います。 ・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士:計400名	○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【リハビリ専門職研修】4回・249名	
12	38	○介護予防に資する指導者等の養成 各機能団体と連携し、市町村における自立支援に資する地域ケア会議の運営(助言者として参画)や総合事業短期集中予防サービス、住民運営の通いの場の立ち上げなど介護予防の取組みを支援する専門職を養成します。 ・生活課題アセスメント訪問指導者の養成 リハビリ専門職が介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に向け、地域包括支援センター職員・ケアマネジャーと同行訪問し、生活行為(IADL等)の評価や適切なサービスの提案を行います。 ・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施	・看護栄養士・栄養士・歯科衛生士:計200名	○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【栄養・口腔研修】 2回140名	
13	38	○介護予防に資する指導者等の養成 各機能団体と連携し、市町村における自立支援に資する地域ケア会議の運営(助言者として参画)や総合事業短期集中予防サービス、住民運営の通いの場の立ち上げなど介護予防の取組みを支援する専門職を養成します。 ・生活課題アセスメント訪問指導者の養成 リハビリ専門職が介護予防ケアマネジメントの効果的な実施に向け、地域包括支援センター職員・ケアマネジャーと同行訪問し、生活行為(IADL等)の評価や適切なサービスの提案を行います。 ・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施	・生活課題アセスメント訪問指導者の養成 スクール(入門コース:30名、実践コース:28名)	○生活課題アセスメント訪問指導者の養成 【アセスメント訪問指導者養成スクール】 入門コース32名・10回 実践コース28名・4回	(再掲) 市町村のニーズを把握し、機能団体と連携し、専門職に対する研修や市町村への派遣体制について整える。
14	38	○介護予防に資する指導者等の養成 各機能団体と連携し、市町村における自立支援に資する地域ケア会議の運営(助言者として参画)や総合事業短期集中予防サービス、住民運営の通いの場の立ち上げなど介護予防の取組みを支援する専門職を養成します。 ・市町村や地域包括支援センター職員などに対する研修の実施	・介護予防ケアマネジメント推進研修会の開催:3回/年	○介護予防ケアマネジメント推進研修会 【介護予防ケアマネジメント推進研修会】4回・457名	
2. 健康づくりの推進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
15	38	○ヘルスリテラシー・健康づくりの気運醸成 健活おおさか推進府民会議の活動や、府民の健康課題に対応した健康セミナー等を通じて、ヘルスリテラシーの向上や健康づくりの気運醸成を図ります。	—	○健康アプリ「アスマイル」を活用したウォーキングイベントを府営公園等で開催(2回6か所) ○公民連携によるオール大阪体制での健康づくり推進に向け設置する「健活おおさか推進府民会議」総会を開催し、健康づくりの取組み事例共有。 ○日々の健康づくりの実践に役立つ情報を配信するオンラインセミナーを開催(テーマ:食生活、オーラルフレイル等) ○積極的に健康づくり活動を行っている企業・団体を表彰(「健康づくりアワード」応募52団体、受賞18団体)	・「健活おおさか推進府民会議」として、団体間の交流や事例共有を図る取組みを実施。 ・中小企業の健康経営の普及・拡大に向け、セミナーや健康経営レポートの公開、アワードによる表彰を実施。
16	38	○「食育」など食生活の改善に向けた普及啓発 民間企業等と連携し、朝食や野菜摂取、高齢者の低栄養等、栄養バランスに係るPR資料等の作成を通じて、広く府民に対し普及啓発を図ります。	—	○民間企業と連携し、V.O.S.メニューの普及啓発を目的としたメニューーブックを作成。府内スーパーにて配布	・大阪ヘルシー外食推進協議会、連携協定企業等と連携した啓発事業の展開 ・府ホームページのほか、保健所・関係団体からの情報発信
17	38	○睡眠・休養の充実 睡眠が浅くなりがちな高齢期において、朝晩のメリハリをつけた生活リズムや適度な運動習慣を身に付けるなど、加齢に伴う生活リズムに応じた睡眠のとり方等について、医療保険者との連携により普及啓発に取り組みます	—	○『健活10(ケンカツ テン)』の10の取組みの一つに睡眠を位置づけ、普及啓発を実施。	睡眠・休養の充実に向けた普及啓発の推進
18	38	○歯と口の健康に係る普及啓発 高齢になっても健康的な食生活を維持できるよう、咀嚼など口の機能を良好に保つ重要性を広く府民へ啓発します。	・咀嚼良好者の割合 (60歳以上):75%以上(令和5年度)	府ホームページ、啓発冊子等を通じて歯と口の健康にかかる情報提供を実施 ・咀嚼良好者の割合 (60歳以上):80.2%(令和2年度)	「アスマイル」、府の広報媒体、公民連携の枠組み等を活用し、幅広い世代の府民に啓発を実施
19	38	○歯と口の健康に係る普及啓発 高齢になっても健康的な食生活を維持できるよう、咀嚼など口の機能を良好に保つ重要性を広く府民へ啓発します。	・20本以上の歯を有する人の割合 (80歳):45%以上(令和5年度)	「要介護者のための口腔保健指導ガイドブック」を活用し、デイサービス施設職員向け講習を実施 ・20本以上の歯を有する人の割合 (80歳):54.0%(平成29年～令和元年度平均)	引き続き、介護者に対する啓発・人材育成に取組む。

2. 健康づくりの推進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
20	38	○ねんりんピックへの選手派遣事業 ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手派遣事業を通じて、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進します。	・ねんりんピックへの派遣:1回/年	○全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考を(一財)大阪府地域福祉推進財団に委託により実施した。 ※第33回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2021)は、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	引き続き、全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を実施し、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進する。
21	38	○地域におけるこころの健康づくり 高齢単独世帯が増加傾向にある中で、高齢者と地域住民とのコミュニケーションをつなぐ機会として、気軽に楽しく交流できる高齢者サロンや交流イベント等への積極的な参加を促すなど、地域において、高齢者のこころの健康に「気づき」、寄り添って「見守る」環境づくりを進めます。	-	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を通じて、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を実施した。	引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議等を通じて、好事例の情報提供等を実施する。
22	38	○健康づくりに関する事業の支援 75歳以上の後期高齢者について、疾病の早期発見や早期治療が必要であることから、府は、後期高齢者医療広域連合や市町村等が実施する後期高齢者の健康診査などの健康づくりに関する事業について、支援していきます。 あわせて、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護予防の取組みを一體的に推進する広域連合に対し、取組みの実施が着実に進むよう、府内の健康課題を俯瞰的に把握し、事業の評価や横展開等、当該事業の受託者となる市町村も含め、適切な助言や支援等を行います。	・後期高齢者医療広域連合関係市町村連絡会議への参加:2回/年程度	○府内関係3課による連絡会議を適宜実施。取組に係る情報交換や進捗共有に併せて、事業への参加協力等、具体的な連携を進めることができた。 ○後期高齢者医療広域連合が行う健康づくりに関する取組みについて、市町村連絡会議への参加などを通じて取組状況を把握した。 ○後期高齢者医療広域連合が開催する「高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施」を推進するための研修会等への参加、後期高齢者医療広域連合と意見交換等を行い、情報共有するとともに、取組状況を把握した。 ○市町村の、ガイドラインに基づく事業実施状況について把握し、広域連合に情報提供した。	後期高齢者医療広域連合の保健事業の充実に向けて、必要な支援や助言を行う。
23	39	○地域等における健康づくり 自治会や公的賃貸住宅の集会所など地域コミュニティ拠点を活用し、高齢者を対象とした健康教室や健康相談等を定期開催するなど、高齢者の健康を守り、孤立せない環境づくりを進めます。また、薬剤師会の協力の下、身近に相談ができる場として、健康サポート薬局を府民に周知し、その利用を促進します。さらに、高齢者が安心して活動できる場として、地域のボランティアや自治会活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。 また、地域支援事業を活用し、効果的な介護予防に資する健康づくりの取組みが進むよう支援していきます。	・健康づくりを進める住民の自主組織の数:715団体以上(令和5年度)	○高齢者を対象とした健康教室や健康相談等を展開する市町村に対し、地域支援事業交付金、地域福祉・高齢者福祉交付金を通じた財政支援を実施した。 ○市町村地域福祉担当課長会議において、小地域ネットワーク活動や居場所づくりへの活用など、効果的な地域福祉・高齢者福祉交付金の活用を促した。 ○大阪府住宅供給公社、社会医療人生長会、帝塚山学院大学の連携により、泉北ニュータウン内の団地集会所等で健康講話、健康測定などを行っている「まちかど保健室」は、コロナウイルスの感染予防に配慮しつつ、令和3年度は2回実施。 ・11月6日(土)茶山台団地16棟周辺の屋外で開催 ・3月26日(土)泉ヶ丘駅前(「健康シニアフェスタinいづみがおか」に出席) ○公益社団法人大阪府看護協会が健康相談、健康測定などを実施する「まちの保健室」を団地集会所等2カ所で実施。 ・OPH千里佐竹台・II(大集合会所) 毎月第3水曜日 ・豊中B団地(敷地内の服部介護予防センター) 毎月第2火曜日 ○「薬と健康の週間」の機会を活用し、健康サポート薬局にかかるリーフレット等を配布した。また、大阪府民の健康をサポートするアプリ「アスマイル」においても、健康サポート薬局の利用促進のためのコラムの掲載及びアンケート調査を実施した。	・引き続き、地域支援事業交付金、地域福祉・高齢者福祉交付金を活用した高齢者福祉等の取組みを支援する。 ・引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金を活用した居場所づくりの取組みを支援する。 ・引き続き関係団体と連携しながら「まちかど保健室」「まちの保健室」の取組みを進めます。 ・引き続き府民の健康サポート薬局の利用促進に向けた啓発活動を実施する。
24	39	○府老人クラブ連合会や市町村老人クラブが行う健康づくり事業への支援 大阪府老人クラブ連合会が実施する健康づくり・介護支援事業(健康づくり大学校の運営、グランドゴルフ大会等)、府内市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防事業の事業費等の補助を行っています。	-	○老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行った。	地域の支え合いの担い手としての活動や、他団体との連携等の活性化方策を市町村や大阪府老人クラブ連合会と連携して検討していく。
25	39	○ICT等を活用した健康情報等に係る基盤づくり 市町村や医療保険者、事業者等との連携により、ICTを活用し、府民の自主的な健康増進と特定健診や健康診査等の受診意欲を高めるインセンティブづくりを推進するとともに、府民一人ひとりの実態に沿った健康情報を収集できる基盤整備を図ります。	-	○個人インセンティブを活用した府民の継続的かつ自発的な健康づくりの促進及び特定健診や歩数等のデータ蓄積・分析体制の整備のため、「おおさか健活マイレージ アスマイル」を展開	参加者数増加に向けた更なる取組みの推進

## 第2節 介護給付等適正化(第5期大阪府介護給付適正化計画)

### 1. 要介護認定の適正化

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度	課題及び今後の方向
				取組みの状況	
26	49		・介護認定審査会委員研修の開催:1回/年	○介護認定審査会委員新規研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を実施した。 ・介護認定審査会委員新規研修の開催:1回 令和3年6月18日～7月30日(動画配信)受講者:397名	公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員に対する現任研修を実施するなど、市町村等への支援に努めていく。
27	49	○要介護認定の適正化の支援 ・介護認定審査会において、認定調査の特記事項及び主治医意見書の記載内容から適切な審査判定を実施するよう、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。 ・個別性に配慮し、高齢障がい者や認知症の人など一人ひとりの状態をより正確に聞き取る方法や調査時の留意点、介護の手間に係る具体的な状況等を正確に特記事項に記載するなどについて、認定調査員に対して研修を引き続き実施します。 ・かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法、留意点等に関する研修等、引き続き実施します。 ・市町村において公正・公平で適切な要介護認定が実施できるよう、市町村職員に対する研修や助言などをています。	・認定調査員研修の開催:新規4回/年、現任2回/年	○認定調査員(新規及び現任)を対象に、認定調査の実施方法や留意点、特記事項の記入方法について、研修を実施した。 ・認定調査員新規研修の開催:4回 ①令和3年6月21日～28日(動画配信)修了者:129名 ②令和3年9月13日～9月21日(動画配信)修了者:78名 ③令和3年12月16日 修了者:94名 ④令和4年3月3日 修了者:77名 ・認定調査員現任研修の開催:1回 令和4年3月31日～令和5年3月31日 (動画配信)受講者:120名(見込み)	公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識及び技能を認定調査員や市町村職員等が修得できるよう、研修を充実させるなど、市町村等への支援に努めていく。
28	49		・主治医研修の開催:2回/年	○かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法、留意点等に関する研修を実施するとともに、意見書の記載の参考とする問診票の紹介を行った。 ・主治医意見書作成研修の開催: 2回 ①令和3年9月25日 受講者:260名 ②令和4年3月12日 受講者:186名 ・要介護認定に係る病院医師等医療従事者の理解促進事業「研修用動画作成及び病院研修用動画活用説明会の開催」 ①令和4年3月5日 受講者:50名	要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載が迅速かつ適切に行われるよう関係者に対する研修を充実させるよう努めていく。また、引き続き病院医師等医療従事者の理解促進を図る。
29	49		・市町村職員研修の開催:1回/年	○市町村要介護認定事務担当職員を対象に、適正な要介護認定の運営に関する研修や助言を実施した。 ・市町村要介護認定担当職員研修 1回 令和3年10月15日 受講者:66名	市町村職員等、介護認定審査会の運営に関わる者が必要な知識、技能を修得し、公平・公正かつ適正な要介護認定が実施できるよう、プロセスに関わる関係者に対する研修を充実させる。
30	49	○介護認定審査会訪問による保険者への技術的助言の実施		○介護認定審査会の傍聴及び意見交換を通じて、保険者へ技術的助言を行った。 令和3年9月～12月 ・審査会訪問数 5市(政令市への協力含む) ・国の要介護認定適正化事業における審査会訪問への同行 1市	公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員・認定調査員や認定のプロセスに関わる関係者に対する研修を充実させるなど、各保険者における各種の取組みや好事例を共有するなどして、市町村等への支援に努めていく。

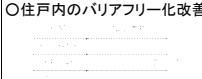
2. ケアプラン点検等、7事業の市町村支援					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
31	50	○ケアプラン点検の支援 ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修等を実施します。	・ケアプラン点検に従事する市町村職員のスキルアップに向けた研修の開催:1回/年	○市町村介護給付適正化事務担当職員を対象に、個別ヒアリングで得た好事例等の展開やケアプラン点検に関する研修会を実施した。 ・令和4年3月1日 受講者:36名	
32	50	○住宅改修や福祉用具購入・貸与調査の支援 住宅改修や福祉用具購入・貸与調査における効果的な取組みの共有や検討等を行います。	一	○令和3年度については取り組みなし。令和4年度から市町村ヒアリング等を実施し、好事例の共有等を実施予定。	・専門的な知識を有する職員の不足やノウハウの蓄積に課題があることから、ケアプラン点検や給付実績の活用等について研修会を行い、先進的な取組みについて共有や情報提供を行ななど、給付の適正化を図る。
33	50	○給付実績の活用等の支援 介護給付適正化システムの活用を促進するため、市町村職員に対し、介護給付適正化システムの操作研修等を実施します。	・介護給付適正化システムの操作研修等の開催:1回/年	○市町村介護給付適正化事務担当職員を対象に、個別ヒアリングで得た好事例等の展開やケアプラン点検に関する研修会を実施した。 市町村職員向け研修会 2回 ・令和3年10月1日～(動画配信) 受講者:39市町村 ・令和4年3月1日 受講者:36名	
3. 高齢者住まいの質の確保					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
34	50	○高齢者住まいの質の確保に向けた取組み	・高齢者住まいへのケアプラン点検の事例共有や高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等検討する意見交換会等を開催:1回/年	○福祉部及び住宅まちづくり部の関係課において、意見交換会を開催し、高齢者住まいに関する各課の取り組みについて情報交換を行った。 ・高齢者住まいの質の確保に関する意見交換会 1回	引き続き、各課での取り組み等の意見交換を行い、高齢者住まいのサービスの質の向上に取り組む。
35	50	・高齢者住まいのサービスの質の確保に向け、実態の把握を行い、市町村と課題を共有した上で、有効なケアプラン点検や指導監督の情報共有を図ります。 ・高齢者住まいの運営者団体と連携し作成した、外付けサービスの利用適正化のための業界自主規制マニュアル(事業者向け運営マニュアル、入居者向け住まい選択チェックリスト等)や高齢者住まいの運営に関する好事例集を周知します。 ・福祉部と住宅まちづくり部が連携し、登録の権限等が委譲されている市町村職員に対し、最新情報や好事例の共有等を目的とした会議等を開催します。	・市町村担当者連絡会議を開催:1回/年	新型コロナウイルス感染拡大防止のため府内市町村担当者連絡会議は開催せず、適宜、府内市町村担当者と情報共有を行った。	立入検査等において各事業者等における好事例等の情報収集を行い、府内市町村担当者と情報の共有を図る。
36	50		・先進的取組みについて、HPでの動画掲載や市町村担当者会議等で周知	高齢者住まいにおける先進的取組事例を紹介する動画をホームページへ掲載する等、質の向上を図るため普及展開を行った。	動画を広く周知し、さらなる高齢者住まいのサービスの質の向上に取り組む。
37	50		・市町村担当者連絡調整会議等の開催:1回/年	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため府内市町村担当者連絡会議は開催せず、適宜、府内市町村担当者と情報共有を行った。 ○情報の収集や提供の要が生じた都度、適宜、情報交換を行った。	・立入検査等において各事業者等における好事例等の情報収集を行い、府内市町村担当者と情報の共有を図る。 ・引き続き、情報共有と連携強化に取り組む。
38	50		・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する研修等:1回/年	令和3年12月24日から「令和3年度大阪府有料老人ホーム指導・研修会」をWEB形式で開催した。(279施設)	集団指導、研修会を通じて、適切な住宅運営ノウハウの共有を図る。

第3節 医療・介護連携の推進					
1. 医療と介護の連携強化					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
39	55	○市町村在宅医療・介護連携推進事業のための技術的支援等 市町村担当者に対する研修会の開催、他市町村の取組事例(かかりつけ機能を有する医師、歯科医師、薬剤師と福祉職が連携した個別事例の検討などの紹介や意見交換の場の設置、必要なデータの提供や分析・活用支援等により、市町村の取組みを支援します。	-	<p>○在宅医療・介護連携推進事業市町村研修 市町村等の在宅医療・介護連携推進事業に関わる方を対象とした研修とデータの提供等により、市町村を支援した。 第1回研修会:8月25日 参加者:124名 第2回研修会:10月20日 参加者:65名</p> <p>・市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業(地域住民への普及啓発)を広域的に支援するため、人生会議(ACP)の啓発資料を配布するとともに、啓発動画を制作し、活用について周知した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き市町村がPDCAサイクルに沿った事業展開を図れるよう研修会の開催等により技術的支援を行う。</li> <li>・患者・家族のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、引き続き、広域的な観点から市町村を支援する。</li> <li>・引き続き、人生会議について、関係団体や市町村等と連携し、普及啓発を図る。</li> </ul>
40	55	○医療介護専門職における医療・介護連携の取組み促進 府が作成した「入退院支援の手引き」等の活用を進めるために、手引きを活用して医療介護連携に取り組む実践事例等を收集して周知することなどにより、医療介護連携の普及に取り組みます。	-	○健康医療部所管研修事業「在宅医療・介護連携推進に係る多職種研修会」(2月)において「入退院支援の手引き」を活用した医介連携の取組み事例の紹介を行った。	引き続き、健康医療部と連携し、「入退院支援の手引き」の普及、活用促進に取り組む。
41	56	○専門人材育成及び相談窓口人材広域連携の支援 個別疾患や看取り、意思決定支援等の領域に関する府域の専門人材の育成及び市町村の相談窓口人材の広域連携を支援します。	・介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数:370か所(令和5年度)	<p>○多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療が提供できるよう、個別疾患や意思決定支援等のテーマで、職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識習得のための研修等の取組みを支援した。 【研修会開催】3回 (令和3年12月16日、令和4年1月15日、同1月29日)</p> <p>○市町村の相談窓口人材(在宅医療・介護連携支援コーディネーター等)に対する研修を開催した。 【研修会開催】1回(令和4年2月11日)</p> <p>○介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数: 289か所(令和元年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者や家族に対し在宅医療について、適切な情報提供ができるよう、引き続き、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援する。</li> <li>・患者・家族のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、引き続き、広域的な観点から市町村等を支援する。</li> </ul>
42	56	○住民への在宅医療に関する普及啓発 府が作成した人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)に関する啓発資料等を活用し、市町村等と連携して住民への普及啓発を実施します。	-	<p>○人生会議について、関係団体等の意見を聴取し、パンフレット「だから今、人生会議」を配布するとともに、映画「いのちの停車場」とタイアップポスターを作成し、府内の医療機関、地域包括支援センター、市町村、保健所等に配布するなど、広く普及啓発を実施した。 【パンフレット配布数】13,242枚 【ポスター配布数】1,223枚</p> <p>○府民が人生会議について理解し、人生会議を始めるきっかけになるよう、医療現場でよくある身近な事例を参考に、アニメーション手法による啓発動画を制作し、活用について周知した。 【普及啓発内容】 ・動画を大阪府公式YouTube等で公開 ・周知用フライヤー配布36,594枚、ポスター1,877枚</p>	引き続き、人生会議について、関係団体や市町村等と連携し、普及啓発を図る。また、人生会議を府民にわかりやすく伝えるために、啓発媒体の種類についても工夫していく。

2. 在宅医療の充実					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
43	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問診療を実施している病院・診療所数:3,820か所(令和5年度) ※平成29年度に策定した第7次医療計画の目標値は、平成26年のデータをもとに設定。 このため、令和3年度中での本データの最新は、平成29年分となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○急変時や看取り等の体制確保に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援した。 【事業実施機関】8機関</li> <li>○訪問診療を行う医師の確保に向け、病院・診療所における医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組みを支援した。 【事業実施機関】21機関</li> <li>○訪問診療を実施している病院・診療所数:2,143か所(平成29年)※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○急変時や看取り等の体制確保に向け、引き続き、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援する。</li> <li>○訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、医師・医学生に対する同行訪問研修等の取組みを支援する。</li> </ul>	
44	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅訪問歯科サービスを実施している歯科診療所数:1,750か所(令和5年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問歯科診療の拡充に向け、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した(12チーム24人育成)</li> </ul>		引き続き、経口摂取支援チームの育成に取り組んでいく
45	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療サービス基盤の整備 ・訪問診療の拡充に向けた取組みを推進します。</li> <li>・薬局の在宅医療への参画を推進します。</li> <li>・訪問看護の拡充に向けて取り組みます。</li> <li>・在宅医療を支える病院・診療所の拡充に向けて取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅患者調剤加算の届出薬局数:1,830か所(令和5年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【薬局薬剤師訪問薬剤管理研修事業】 ○在宅医療に取り組む薬局薬剤師及び病院薬剤師を対象として相互研修等を実施した。 ①共同研修(令和3年7月～令和4年3月:2,036名) ②退院時服薬指導等への同行研修(令和3年7月～令和4年3月:70名) ③患者宅への同行研修(令和3年7月～令和4年3月:16名) ④無菌調剤研修(令和3年6月:661名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、在宅医療にかかる薬剤師の人材育成に取り組んでいく。</li> </ul>
46	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護師数:7,250人(令和5年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援した。 【研修会開催】56回(通年)</li> <li>○休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援した。 【補助事業所数】45機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、引き続き、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援する。</li> </ul>	
47	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている圏域数(0.4か所／圏域10万人):7圏域(令和5年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援した。 【補助医療機関数等】4機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院の入退院支援機能の強化に向け、引き続き、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援する。</li> </ul>	
48	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療に関わる人材の育成 ・在宅医療に係る医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の育成 ・病院・有床診療所における退院支援調整機能の強化を図るために人材を育成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅看取りを実施している病院・診療所数:520か所(令和5年度) ※平成29年度に策定した第7次医療計画の目標値は、平成26年のデータをもとに設定。 このため、令和3年度中での本データの最新は、平成29年分となっています。</li> <li>・退院支援加算を算定している病院・診療所数:330か所(令和5年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問診療・看取りの研修において、適切な看取りと死亡診断書の作成等、技術の向上を図った。【研修開催数】4回</li> <li>○訪問診療を行う医師の確保に向け、病院・診療所における医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組みを支援した。【補助事業所数】21機関</li> <li>○緩和ケア等の専門領域や難病・小児・精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組みを支援した。【研修開催回数】56回</li> <li>○入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援した。【研修開催】2回</li> <li>○在宅看取りを実施している病院・診療所数:405か所(平成29年度)※ ○退院支援加算を算定している病院・診療所数:269(令和3年度)</li> <li>○訪問歯科診療の拡充に向け、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した(12チーム24人育成) 【薬局薬剤師訪問薬剤管理研修事業】(再掲) ○在宅医療に取り組む薬局薬剤師及び病院薬剤師を対象として相互研修等を実施した。 ①共同研修(令和3年7月～令和4年3月:2,036名) ②退院時服薬指導等への同行研修(令和3年7月～令和4年3月:70名) ③患者宅への同行研修(令和3年7月～令和4年3月:16名) ④無菌調剤研修(令和3年6月:661名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、医師・医学生に対する同行訪問研修等の取組みを支援する。</li> <li>・引き続き、訪問診療・看取りの研修では、看取りに関連した技術の向上を図る。また、緩和ケア等の専門領域や難病・小児・精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組みを支援する。</li> <li>・入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、引き続き、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援する。</li> <li>・引き続き、経口摂取支援チームの育成に取り組んでいく。</li> <li>・引き続き、在宅医療にかかる薬剤師の人材育成に取り組んでいく。</li> </ul>
49	56	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療の理解促進 患者や家族のニーズに応じた在宅医療が提供できるよう、医療職や介護職に対して、在宅医療に関する理解促進を図ります。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者や家族に對し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。 【補助対象機関】16機関</li> <li>○(項目41再掲)多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療が提供できるよう、個別疾患や意思決定支援等のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組みを支援した。 【研修会開催】3回 (令和3年12月16日、令和4年1月15日、同1月29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者や家族に對し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、引き続き、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援する。</li> <li>・患者のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、引き続き、広域的な観点から市町村を支援する。</li> </ul>

第4節 多様な住まい、サービス基盤の整備					
1. 高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
50	61	○あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録促進 住まい探しに関する相談に応じる宅地建物取引業者である協力店を通じて、賃貸人等にあんぜん・あんしん賃貸住宅の登録の働きかけを行います。	・府域全体で住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下、「住宅セーフティネット法」という。)に基づくあんぜん・あんしん賃貸住宅の登録:2万戸(令和7年度末)	○あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録促進を行った。 住宅登録数:令和3年3月 35,428戸 ⇒令和4年3月 36,340戸	引き続き、あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録促進を行う。
51	61	○居住支援法人の指定 高齢者等の住宅確保要配慮者に対して多様な居住支援を行っている法人を指定します。また、不動産関係団体や市町村と居住支援法人が緊密に連携して、地域におけるあんぜん・あんしん賃貸住宅等への居住支援の強化を図ります。	-	○居住支援法人の指定を行った。 居住支援法人数:令和3年3月 64法人 ⇒令和4年3月 89法人	引き続き、居住支援法人の指定を行う。
52	61	○居住支援協議会の設立促進 市町村は、高齢者等の住宅確保要配慮者にとって身近で、あんぜん・あんしん賃貸住宅を含む住まいの情報提供、相談と、見守りなどの居住支援を一体的に提供するなど、効率的、効果的な支援ができるところから、これらの仕組み構築に向けて、市町村単位での居住支援協議会の設立などを働きかけます。	-	○居住支援研修会及び交流会の実施 令和3年12月13日 ○令和4年3月 摂津市居住支援協議会設立 (府内協議会:豊中市、岸和田市、摂津市 人口カバー率:7.7%)	大阪府居住安定確保計画(令和3年12月策定)居住に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:50%(R12年度末)に向けて協議会設立促進の取組を行う。
53	61	○居住支援活動の推進 「Osakaあんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、住宅の情報に加え、居住支援法人や地域包括支援センターの情報、各市町村が提供する高齢者等の住宅確保要配慮者向けの居住支援情報を提供します。また、高齢者等が身近な市町村で住まいの確保の相談ができるよう、市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりを支援するとともに、大阪府の住宅相談室を「Osakaあんしん住まい推進協議会」の相談窓口として位置づけ、住まい探し相談や、必要に応じて相談協力店等の紹介を行います。	-	○「Osakaあんしん住まい推進協議会」のHPや「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において居住支援情報を提供した。 ○「住まい探し相談会」を市町村、相談協力店連携のもと実施した。 R3年度 5市 計48組 ○住宅相談室における住まい探し相談 R3年度 34組	引き続き居住支援活動の推進のため各取組を行う。
54	62	○高齢者や障がい者などに対する入居差別、不当な追い出しが行為等の解消 高齢者等の住宅確保要配慮者への入居差別、入居拒否は、居住の安定を阻害する大きな要因となっています。そのため、大阪府では不動産関係団体等の協力を得て、研修会や講習会等の場で入居差別、入居拒否に関する啓発を行うとともに、住宅確保要配慮者が入居差別、入居拒否を受けた場合に相談できるよう、大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別の相談窓口を設け、相談に応じます。 また、宅地建物取引業者に対し、賃貸住宅の入居申込者が高齢者、障がい者、母子(父子)家庭又は外国人であるという理由だけで入居申込みを拒否しないよう、宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。	・賃貸住宅における入居差別の状況 (高齢者):解消(令和7年度)	○宅地建物取引業者に対して研修等による周知・啓発を実施。 ○「Osakaあんしん住まい推進協議会JHP」に、市町村別の入居拒否・入居差別の相談窓口を掲載し情報提供を行った。 ・賃貸住宅における入居差別の状況 32.2% ※宅地建物取引業者が過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者については断るように言われたことがある割合	・引き続き、宅地建物取引業者に対して周知・啓発を実施する。 ・引き続き、「Osakaあんしん住まい推進協議会JHP」において相談先の情報提供を行う。
55	62	○サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営、管理の確保等 登録基準について的確に審査を行うとともに、相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化等を事業者に指導し、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図ります。 また、介護ニーズ等に適切に対応できるよう、サービス付き高齢者向け住宅における高齢者生活支援施設等の併設を促進するとともに、適正なサービスが提供されるよう事業者に対して指導の徹底を図ります。	・高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合:90%(令和7年度)	○高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合:65%	地域に開放された施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進していく

## 1. 高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
56	62	○バリアフリー化の促進 公的賃貸住宅のバリアフリー化を進めるとともに、民間住宅においても介護保険制度や府・市町村の助成制度等を活用したバリアフリー化を促進します。	・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率：75%（令和7年度） ※高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅において、手すり等高齢者のための設備のいすれかが設けられている住宅の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設 </li> <li>○住戸内のバリアフリー化改善 </li> <li>○中層住宅のエレベーター設置 </li> <li>○大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じて、専門知識を持った事業者の情報提供を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府営住宅 住戸内バリアフリー化事業：既存住戸について、住戸内の段差解消や手すり設置などの改善を引き続き実施する。</li> <li>・中層住宅エレベーター設置事業：築年数や階数、集約建替等の着手時期を考慮して計画的に進める。</li> <li>・市町営住宅 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、助言を行なう。</li> <li>・公社 ストック活用計画(R4～R13)に基づき、住戸のバリアフリー化を建替えにより進めるとともに、既存住宅においても屋外環境整備として団地内のバリアフリー化を行う。</li> <li>・引き続き、大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じての専門知識を持った事業者の情報提供を図る。</li> </ul>
57	62	○交通安全施設等整備事業の推進 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する特定道路について移動等円滑化を実施します。	・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の特定道路全87.49kmのうち、67.91km整備済み（令和3年実績0.15km）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重点整備地区内の特定道路全87.49kmのうち、67.91km整備済み（令和3年実績0.15km）</li> <li>○整備内容の例：歩道拡幅、段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■課題：用地困難や市間連携事業との調整により未整備となっている区間の解消</li> <li>■今後の方針：「バリアフリー法」基本方針に基づき、未整備区間に引き続き移動等円滑化を実施する。対策を講じることが困難な箇所については、その対応について市町村と協議する。</li> </ul>
58	62	○バリアフリー対応型信号機の整備 主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、高齢者等感応信号機等の整備を促進します。	・「バリアフリー法」基本方針に基づき、主要な生活関連経路等において、視覚障害者付加装置等の整備などによる移動円滑化を実施（令和3年度まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等感応信号機 新設…0基、更新…11基</li> <li>○視覚障害者付加装置 新設…11基、更新…33基</li> </ul>	高齢者等感應信号機等の整備については、高齢者及び地域住民等の意見、要望も踏まえつつ整備を検討する。
59	62	○公的賃貸住宅の活用 公的賃貸住宅を地域の資産として捉え、周辺地域に生活支援や介護・医療・福祉サービスを提供する施設等の導入を図るなど、まちづくりへ積極的に活用します。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公的賃貸住宅ストックの有効活用を目的に、各公的賃貸住宅事業者間の連携を強化するため、市町ごとに地域再生連携協議会を設置。その全てで第1回協議会を開催し、各公的賃貸住宅事業者の情報共有を行った。</li> <li>○府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、積極的なまちづくりへの活用に向け地元市町と協議を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。</li> <li>・府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室等を積極的にまちづくりに活用していく。</li> </ul>
60	62	○自治会等の住民組織が主体となった活動を促進 まちづくりの主体である地元市町村と連携して、公的資産や空家などを活用した活動拠点の確保、NPO等の民間団体とのマッチングなどを行います。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の府営住宅において、見守り活動拠点及び交流場所等として、空き住戸を活用し、コミュニティの活性化を図る取組みが行われた。</li> <li>○一部の市営住宅において、空き住戸を活用し、NPO法人が、子育て支援、高齢者の生活支援などの活動を行ない、コミュニティの活性化を図る取組みを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府営住宅については、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室等を積極的にまちづくりに活用していく。</li> <li>・高齢化の進展により、自治会の役員など担い手が不足しつつあるため、他市町の取組事例を情報提供するなどして、高齢者が安心して住むことができるよう、引き続き市町に働きかけを行なう。</li> </ul>
61	62	○バリアフリー情報の発信 高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出て、容易に施設を利用することができるよう、民間の飲食店ポータルサイトと連携して建物のバリアフリー情報の発信に取り組むなど、効果的な情報提供を推進します。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成22年7月にぐるなびと協定を締結し、府内店舗の「バリアフリー情報」について発信中</li> <li>○府ホームページにてバリアフリー情報を提供 ・府有施設、市町村施設 ・鉄道駅の構内図、バリアフリー設備 ・市町村のバリアフリー基本構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設数を随時追加しバリアフリー情報を発信していく</li> <li>・府ホームページにおける、バリアフリー情報を最新の情報に更新すると共に、より一層の充実を図る</li> </ul>

## 1. 高齢者の居住安定確保と福祉のまちづくりの推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度	課題及び今後の方向
				取組みの状況	
62	62	○介護・医療、生活支援施設などの導入促進 公的賃貸住宅の空室や建替え等により生み出す用地等において、介護・医療、生活支援施設や子育て支援施設などの導入を促進します。	-	<p>○公的賃貸住宅の再編・整備を核とした地域に必要な施設導入等地域課題の解消、地域再生につなげる取組みを進めるため、市町ごとに設置した地域再生連携協議会で各公的賃貸住宅事業者の情報共有を行った。</p> <p>○府営住宅については、地域のニーズに対応した空室活用について地元市町と協議を実施し、まちづくり活用した。(子育て支援施設としての空室活用状況12件11団地[令和4年3月31日現在])</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。</li> <li>・府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室等を積極的にまちづくりに活用していく。</li> </ul>
63	63	○全駅舎のバリアフリー化 鉄道事業者が実施するエレベーターの設置については、市町村や鉄道事業者等の関係者に対し、情報提供・助言を行うとともに、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、移動円滑化事業を促進します。また、転落防止設備として効果の高い可動式ホーム柵については、鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、設置を働きかけます。	-	<p>○1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の駅及び、UDの視点に立った鉄道駅等の更なるバリアフリー化に対し、国・市町村と協議しエレベーター整備に対する補助を実施。 ・1ルート以上のバリアフリー化:東員塚駅(JR西日本)</p>	「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点に立った鉄道駅等の更なるバリアフリー化を促進するため、エレベーター等の整備に向け、関係機関との調整を行う
64	63	○バリアフリー化された施設の適切な利用・維持管理 施設整備時点におけるハード面のバリアフリー化に加え、バリアフリー化された施設が適切に利用・維持管理されるように、民間事業者等への働きかけを行います。	-	<p>○福祉のまちづくり条例に基づく事前協議の実施 また、福祉のまちづくり条例制定以前より存する施設に改善計画制度に基づく定期報告を実施 ・事前協議 214件 ・定期報告 1713棟</p> <p>○バリアフリー法17条(誘導基準)に適合するものに対し認定を行い、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物の普及を促進 ・大阪市 10件、和泉市 1件</p>	○特定行政庁や指定確認検査機関等とより一層連携を図り、条例の適正な運用に努めるとともに、事前協議や既存施設改善のための定期報告実施により都市施設のバリアフリー化の促進を図る
65	63	○「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」の推進 大阪スマートシティパートナーズフォーラム(※)のプロジェクトにおいて、「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」を推進します。 (※)市町村の地域・社会課題を解決し公民共同エコシステムを実現するため、会員企業等のソリューションを組み合わせ、持続可能なサービス・ビジネスモデルを策定し、市町村への提案、実証・実装を行うプロジェクトを進めます。	-	<p>○高齢者にやさしまちづくりをめざし、プロジェクトのコーディネーター企業が中心となって、ICTを活用した実証プロジェクトを複数実施。 一部のプロジェクトは、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民連携で構築し、タブレット等の端末を活用することにより、行政と民間のサービスを提供することを目的とした「スマートシニアライフ事業」へ統合。</p>	プロジェクトの実装を他市町村へ展開。 スマートシニアライフ事業と連携。

## 2. 高齢者のニーズに応じたサービス基盤の確保

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度	課題及び今後の方向
				取組みの状況	
66	63	○介護保険施設の計画的な整備 各市町村が介護保険施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていきます。	-	○各市町村が介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んでいます。 ○8期中に整備する予定の施設のうち、1施設が着工しました。	各市町村が介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていく。
67	63	○ユニット化の推進 創設・改築の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進します。	・国の参酌標準に基づき、令和7年度における介護保険施設の個室・ユニット型の割合を50%以上、特に特別養護老人ホームについては70%以上に高めるよう努める。	○介護保険施設における個室ユニットケア型施設の整備状況【床数】 ・介護保険施設:32.4% ・うち特別養護老人ホーム:47.4%	創設・改築の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進する。
68	63	○改築計画の掘り起し 建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行います。	-	○建て替え意向のある法人に対しヒアリングを実施し、補助制度の案内をしているが、法人都合により着手には至っていない。	建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行う。
69	63	○計画的な建替え推進 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては優先して建替えを推進します。	-	○耐震基準を満たしていない建物については、引き続き建て替えの打診はしているものの、法人都合により着手には至っていない。	建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行う。
70	63	○地域への社会貢献促進 高齢者施設の指導監査時に地域との交流促進など社会貢献に向けた取組みを行うよう指導を行います。	-	○実地指導はコロナ感染拡大のため中止。集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施。自主点検表において、地域住民との連携体制強化に努めるよう指導した。	集団指導や実地指導時に、地域への社会貢献を行うよう指導する。
71	63	○介護医療院への円滑な転換支援 介護医療院については、医療療養病床及び介護療養型医療施設等からの転換分を優先し、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報提供及びこれらの者からの相談への対応ができる体制整備並びに保険者向けの研修会の開催、情報提供等、円滑な転換支援を行います。	・令和5年までに介護医療院もしくは他の介護保険施設等への転換	○介護療養型医療施設のうち、介護医療院へ転換意向のある2施設について協議を行い、1施設は転換が完了、もう1施設は令和3年度に着工した。	介護医療院については、医療療養病床及び介護療養型医療施設等からの転換分を優先し、円滑な転換支援を行う。
72	63	○未届けの有料老人ホームの届け出促進 市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届け出促進及び指導監督の徹底を図ります。	・未届有料老人ホームの発覚に応じて届出を促進する。	○市町村及び府内関係各課に未届有料老人ホームの実態調査を依頼するとともに、指導監督の徹底について周知を行った。	市町村と連携し、未届けの有料老人ホームの届け出促進及び指導監督の徹底を図る。
73	63	○サービスの普及 地域医療介護総合確保基金の活動事例等に関する市町村への情報提供等を通じ、地域において実情に応じたサービスの普及がなされるよう支援します。	-	○適宜情報提供を行い、基金活用による事業所整備を促進した。	事業所参入のない市町村に随時聞き取りを行う。

第5節 福祉・介護サービスを担う人材の確保及び資質の向上					
1. 介護人材の確保と資質の向上					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
74	69	○参入促進・魅力発信への取組み  【職業として介護の魅力をPR】 福祉・介護分野に関心のある方などを対象とした職場体験や、教育機関との連携を図るなど、福祉・介護の魅力を発信します。 また、11月の「介護の日」や「福祉人材確保重点実施期間」などに、介護への理解と介護の仕事の魅力発信する取組みを実施します。	・職場体験参加者数:300人／年(延べ)	○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信した。 ・職場体験参加者数:214人／年(延べ) ・出前講座:252人  「介護の日」を含む「福祉人材確保重点実施期間」に介護職・介護業務の魅力発信動画を6本配信し、生配信イベントを3回実施した。「介護の日」には介護従事者への感謝と激励のブルーライトアップを府内及び市町村施設で実施した。	新型コロナウィルス感染症の影響により、各種セミナー・職場体験・インターンシップの実施が難しい状況にあるが、オンラインの活用や感染対策等を徹底し各事業を実施する。 介護の魅力発信ツールとして活用している当課YouTubeチャンネルの認知度を高め・チャンネル登録者数を増加させるために広報周知を行う。
75	70	【介護助手導入の取組み】 介護施設において、身体介護等の専門的な知識や技術が必要な業務以外の「周辺業務」を担う介護助手の導入を支援します。 また、介護助手導入に伴う、介護職の専門性向上による生産性やサービスの質向上についてモデル事業を実施し、その成果の横展開を図ります。	・介護助手導入支援事業において介護助手を導入した施設の離職率:5%低下(令和5年度)	○介護助手希望者に対し6回、受入事業所に対し2回、それぞれ事前説明会を実施。その上で、求職者・施設のマッチングイベントを6回実施した。 【マッチングイベント】 ・登録求職者:170人 ・登録施設:44施設 ・マッチング:121件 ・採用:21人(13施設)  ○地域医療介護総合確保基金を活用し、大阪市及び大阪介護老人保健施設協会に経費の一部を助成した。 【モデル事業の実績】 (補助金) 大阪市 10,000千円 特別養護老人ホーム 5施設 認知症対応型共同生活介護 1施設 (委託) 大阪介護老人保健施設協会 19,998千円 介護老人保健施設 13施設	・登録施設数を増やす為、事業所向け説明会を複数回開催するなど更なる広報周知を行う。 ・モデル事業については、R4年度も実施するとともに、介護助手未導入施設に対しR3年度事業で得たノウハウを広く伝える等、横展開を図る。
76	70	【有資格者を対象とした取組み】 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士が、円滑に再就業できるよう、研修等の支援を行います。	・研修参加者:100人／年	○資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士の所在把握と多様な情報提供を行い、知識や技術の再確認・再習得のための研修、マッチング段階における職場体験を実施し、介護分野に即戦力として再就業支援を実施した。 令和3年度 ・研修実施回数 4回 ・参加者数 20人 ・再就職者数 9人	潜在介護福祉士等の所在の把握が難しい状況にあるが、研修参加者の増加に向け、より効果的な広報周知を行う。
77	70	【外国人介護人材の円滑な受け入れ】 「大阪府外国人介護人材適正受け入れ推進連絡会議」を開催、「外国人介護人材の円滑な受け入れに関する研修」や「介護施設等で働く外国人介護人材に向けた集合研修」等を実施します。 また、年々増加する外国の介護人材が、資格を取得するための支援として、介護福祉士修学資金貸付事業の更なる財源確保を行います。	・研修参加者:160人／年	○外国人介護人材の円滑な受け入れに関する研修と次年度の取組の方向性を検討するため、「大阪府外国人介護人材適正受け入れ推進連絡会議」を開催した。 ・連絡会議 開催日:令和3年11月1日(月)開催 内容:外国人介護人材受け入れ状況等のアンケート結果報告 コロナ禍における外国人介護人材受け入れの現状及び課題について 今後の連絡会議の運営について	新型コロナウィルス感染症拡大により、対面による研修は中止した。今後オンラインなど効果的な実施方法を検討していく。
78	70	○介護職員の離職防止・定着促進・資質向上の取組み 新任職員のモチベーション向上やチームリーダーを担う職員の専門性や組織力を高める研修を階層別により実施し、介護職員の離職防止や定着促進を図ります。	・研修参加者:10,000人(延べ)/年	○社会福祉施設等の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を、コロナ禍を踏まえて実施した。 参加人数:4,837人	新型コロナウィルス感染症の影響により、研修の実施が難しい状況においてはオンラインの活用や感染対策等を徹底し研修を実施した。今後もオンラインにおけるシステムの導入・維持を行う。
79	70	○介護の無資格者・未経験者を雇用し、初任者研修を受講させる介護施設の雇用・研修経費を支援します。	対象者数:120人／年	○事業の知名度向上と申請促進の為、説明会やHPへの掲載、チラシの作成等事業の周知を実施した。 【事前着手届】 41人(16事業者)	施設向け説明会をはじめとした事業の周知を行うことで、参加事業者の更なる増加を図る。
80	70	○介護情報・研修センターの運営委託 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施します。	・研修参加者:2,000人(延べ)/年	○介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。 ・市町村職員研修 1講座 21名 ・介護・福祉等専門職員研修 39講座 1,039名	相談窓口外での出張相談会等を行い、より広範囲の対象者への情報提供を行う。新型コロナウィルス感染症の影響により、研修の実施が難しい状況においてはオンラインの活用や感染対策等を徹底し研修を実施する。

1. 介護人材の確保と資質の向上					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
81	70	○地域介護人材確保連絡会の設置・市町村が実施する人材確保事業の支援 介護人材確保や定着促進を推進することを目的とした会議体を、府域6ブロックに設置し、介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を実施します。 また、市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着を図る事業を支援します。	-	○府域の介護人材確保や定着促進の推進のための会議を6ブロックで開催し、情報提供・意見交換等を行った。 市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着を図る事業を支援した。4市(大阪市、東大阪市、池田市、茨木市)	関係機関と情報提供・意見交換を行い、府や市町村で実施する各事業の相互連携の強化を図る。
82	70	○介護ロボット導入支援 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成するとともに、活用の利点や導入事例を紹介するセミナーを開催します。	導入施設数:300施設	○地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成した。 【導入助成実績】 89施設 介護ロボット 918台 通信環境整備 43施設 計174,872千円	引き続き、介護ロボットの導入を促進し、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に努める。
83	70	○ICT導入支援 地域医療介護総合確保基金を活用し、ICT導入経費の一部を助成します。	導入施設・事業所数:893施設	○介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に資することを目的として介護事業者が介護ソフト、タブレット端末等を導入する費用の一部に対する補助金の交付を行った。【補助事業所数:414(累積500)】	厚生労働省の制度改正趣旨を踏まえ、業務改善とビッグデータの集約に資するよう、本事業の充実を図っていく。
84	70	○「大阪ええまちプロジェクト」による個別相談型支援 社会参加や生きがいづくりの機運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体の活動や課題に応じ、府内でも活躍する先進NPO法人等が電話、メール、訪問、来所により隨時に対応する相談支援を実施します。	・支援団体数 個別相談型支援:30団体/年	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの機運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【随時個別相談支援】24件	(再掲) 高齢者の社会参加や生きがいづくりの機運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施する。
2. 在宅医療の充実(再掲)					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
85	71	・訪問診療を実施している病院・診療所数:3,820か所(令和5年度)	○急変時や看取り等の体制確保に向け、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援した。 【事業実施機関】8機関	・急変時や看取り等の体制確保に向け、引き続き、機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援する。	
86	71	・在宅訪問歯科サービスを実施している歯科診療所数:1,750か所(令和5年度)	○訪問診療を行う医師の確保に向け、病院・診療所における医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組みを支援した。 【事業実施機関】21機関	・訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、医師・医学生に対する同行訪問研修等の取組みを支援する。	
87	71	○在宅医療サービス基盤の整備 ・訪問診療の拡充に向けた取組みを推進します。 訪問歯科診療の拡充に向けた取組みを推進します。 薬局の在宅医療への参画を推進します。 ・訪問看護の拡充に向けて取り組みます。 ・在宅医療を支える病院・診療所の拡充に向けて取り組みます。	・在宅患者調剤加算の届出薬局数:1,830か所(令和5年度)	【薬局薬剤師訪問薬剤管理研修事業】(再掲) ○在宅医療に取り組む薬局薬剤師及び病院薬剤師を対象として相互研修等を実施した。 ①共同研修(令和3年7月～令和4年3月:2,036名) ②退院時服薬指導等への同行研修(令和3年7月～令和4年3月:70名) ③患者宅への同行研修(令和3年7月～令和4年3月:16名) ④無菌調剤研修(令和3年6月:661名)	引き続き、在宅医療にかかる薬剤師の人材育成に取り組んでいく。
88	71	・訪問看護師数:7,250人(令和5年度)	○多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援した。 【研修会開催】56回(通年)	・訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、引き続き、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援する。	
89	71	・人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている圏域数(0.4か所／圏域10万人):7圏域(令和5年度)	○休日、緊急時等の患者ニーズに応じた安定したサービスが提供できるよう、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援した。 【補助事業所数】45機関  訪問看護師数:7,162人(令和元年)  ○病院の入退院支援機能の強化に向け、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援した。 【補助医療機関数】4機関  圏域数(0.4か所／圏域10万人):6圏域(令和3年度)	・引き続き、事業所間の連携ツールとなるICT導入や、事務効率化のための事務職員雇用等による事業所の規模拡大・機能強化を支援する。  病院の入退院支援機能の強化に向け、引き続き、入退院調整を行う看護職員等の配置を支援する。	

## 2. 在宅医療の充実(再掲)

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度		課題及び今後の方向
				取組みの状況		
90	71	○在宅医療に関わる人材の育成 ・在宅医療に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の育成に取り組みます。 ・病院・有床診療所における退院支援調整機能の強化を図るために人材を育成します。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問診療・看取りの研修において、適切な看取りと死亡診断書の作成等、技術の向上を図った。 【研修開催数】4回</li> <li>○訪問診療を行う医師の確保に向け、病院・診療所における医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組みを支援した。 【補助事業所数】21機関</li> <li>○緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組みを支援した。 【研修開催回数】44回</li> <li>○入院医療機関から地域への切れ目ない円滑な在宅移行に向けて、病院や診療所の退院支援調整に携わる職員に対する研修を支援した。 【研修開催】2回</li> <li>○在宅看取りを実施している病院・診療所数:405か所(平成29年度)※ ○退院支援加算を算定している病院・診療所数:289(令和3年度)</li> <li>○訪問歯科診療の拡充に向けて、摂食嚥下障がい等へ対応可能な歯科医師と歯科衛生士からなる歯科チームを育成した(12チーム24人育成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を行う医師の確保に向け、引き続き、医師・医学生に対する同行訪問研修等の取組みを支援する。</li> <li>・引き続き、緩和ケア等の専門領域や難病、小児、精神等、多様な医療ニーズへの対応力向上を図る研修等の取組みを支援する。</li> <li>・引き続き、経口摂取支援チームの育成に取り組んでいく</li> </ul>	
91	71	○在宅医療の理解促進 患者や家族のニーズに応じた在宅医療が提供できるよう、医療職等に対する理解促進を図ります。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援した。 【補助対象機関】16機関</li> <li>○(項目41再掲)多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療が提供できるよう、個別疾患や意思決定支援等のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や、多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組みを支援した。 【研修会開催】3回 (令和3年12月16日、令和4年1月15日、同1月29日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者や家族に対し在宅医療について適切な情報提供ができるよう、引き続き、医療職等を対象に在宅医療の理解促進を図る研修の実施を支援する。</li> <li>・患者のニーズに応じて医療・介護等の必要なサービスが切れ目なく提供される体制が整備されるよう、引き続き、広域的な観点から市町村を支援する。</li> </ul>	

第6節 介護保険事業の適切な運営					
第1項 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供、質の向上					
1. 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	
92	76	○障がいの特性等の周知 障がい者へ適切な介護やケアマネジメントが行われるよう、事業者指導や、介護支援専門員への研修を通じて、障がいの特性や配慮事項の周知に取り組みます。	—	○介護支援専門員の研修では、障がい者の介護保険利用における障がい福祉サービスとの適用関係のほか、障がい特性や障がい者施策について理解促進を図った。 ○居宅サービス事業者に対しては、集団指導の際に、利用者と事業者の対等な立場の構築について理解促進を行った。	障がい者が介護保険を利用するにあたり、これまで利用してきた障がい福祉サービスを継続的に利用できるよう研修を通じて周知していく。
93	76	○ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関等との連携 地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携をはかりながら、必要な支援に努めた。	—	○地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携をはかりながら、必要な支援に努めた。	今後とも地域で暮らすハンセン病回復者や家族が安心して適切な医療・介護を受けるよう、引き続き、関係機関との連携に努める。
94	76	○関係機関と連携した研修の実施 ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し研修等を通じて啓発を行います。	・研修:1回/年	○ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し研修等を通じて啓発を行った。	今後とも地域で暮らすハンセン病回復者や家族が安心して適切な医療・介護を受けるよう、引き続き、関係機関との連携に努める。
95	76	○適正な審査判定に関する研修の実施 介護認定審査会委員研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を実施します	・研修:1回/年	○介護認定審査会委員研修において、対象者固有の介護の手間の審査判定等、適正な審査判定手順について研修を実施した。 ・介護認定審査会委員研修の開催:1回 令和3年6月18日～7月30日(動画配信)受講者:397名	公平・公正かつ適正な要介護認定の実施に向けて、介護認定審査会委員に対する現任研修を実施するなど、市町村等への支援に努めていく。
96	76	○適切な認定調査に関する研修の実施 認定調査員研修において、個別性に配慮し、心身の状況をより正確に聞き取る方法や調査上の留意点、介護の手間を特記事項へ記載することなどについて研修を実施します。	・新規研修:4回/年 ・現任研修:2回/年	○認定調査員(新規及び現任)を対象に、認定調査の実施方法や留意点、特記事項の記入方法について、研修を実施した。 ・認定調査員新規研修の開催:4回 ①令和3年6月21日～28日(動画配信)修了者:129名 ②令和3年9月13日～9月21日(動画配信)修了者:78名 ③令和3年12月16日 修了者:94名 ④令和4年3月3日 修了者:77名 ・認定調査員現任研修の開催:1回 令和4年3月31日～令和5年3月31日 (動画配信)受講者:120名(見込み) ○上記③、④においては、障がい者団体(視力障がい、聴覚障がい)の代表者を講師として招請し、認定調査における障がい者への配慮事項等について講義を行った。	高齢者一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映できるよう、高齢者特有の疾病や心身の状況、障がい等の特性などの研修内容の充実を図るとともに、認定調査における意思の伝達を手助けする取組みを推進するため、市町村の支援に努めていく。
97	76	○制度の周知 市町村の窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等において、相談を受けた方が、円滑に利用者を支援できるよう、パンフレットの活用やウェブページ等による周知を実施します。	—	○市町村の窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等において、相談を受けた方が、円滑に利用者を支援できるよう、制度を案内するためのパンフレットを作成し、配布しました。併せてウェブページ等による周知を実施した。	引き続き、パンフレットの作成やウェブページの更新を通じて、保険者が実施する広報活動を支援する。

2. 介護保険制度の周知と介護サービスの質の向上					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
98	76	○高齢者福祉施策の周知 介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るために、パンフレット等の広報媒体を保険者など関係機関に提供します。 また、パンフレットについては、外国語版(英語版、中国語版、韓国語版)、点字版を作成し高齢障がい者や在日外国人など情報入手に支援を要する方に配慮した情報提供を行います。	-	○介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、パンフレット等の広報媒体を保険者など関係機関に提供した。 ○パンフレットについては、外国語版(英語版、中国語版、韓国語版)、点字版を作成し高齢障がい者や在日外国人など情報入手に支援を要する方に配慮した情報提供を行つた。	・引き続き、介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、パンフレット等の広報媒体を保険者など関係機関に提供する。 ・また、引き続き、高齢障がい者や在日外国人などに配慮したパンフレットの配布等を通じた情報提供を行う。
99	76	○介護支援専門員の質の向上 高齢者の自立支援に必要な援助に関する専門的知識や技術の水準など介護支援専門員の資質向上が図れるよう、関係団体と連携しながら、研修を円滑に実施します。 介護支援専門員のサポート等の役割を担う主任介護支援専門員の養成をはじめ、介護支援専門員のスキルの向上に向け、研修内容の充実を図ります。	各種介護支援専門員法定研修を実施 ・実務研修:16日間(90h) ・更新研修(未経験者)、再研修:10日間・(56h) ・現任研修(専門課程Ⅰ):12日間(58h) ・現任研修(専門課程Ⅱ):8日間(34h) ・主任研修:12日間(72h) ・主任更新研修:8日間(48h)	○新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研修については実施時期の延長や開催を中止した。	介護支援専門員の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、関係団体と連携し円滑な研修実施に努める。
100	76	○研修カリキュラム等の改善 大阪府介護支援専門員研修向上委員会を設置し、研修実施の評価を行い、研修カリキュラム等の改善を図ります。	-	当該委員会を12月に開催し、研修実施の評価を行い、研修カリキュラム等の改善について検討した。	当該委員会において法定研修の評価を行い、研修のPDCAサイクルを構築することにより、介護支援専門員に対する効果的な研修を実施する。
101	76	○評価員の安定的な確保と外部評価制度の適正な運営を図るための体制整備 大阪府地域密着型サービス外部評価機関の選定更新(8機関)を実施し、外部評価制度の適正な運営を図るための体制を整備します。	-	○令和3年度から改正された制度周知に努めた。 ○大阪府地域密着型サービス外部評価機関の選定更新(4機関)を実施するとともに、令和3年度の外部評価手法については、新型コロナウイルスが蔓延している状況を鑑み柔軟な対応を外部評価機関へ指示した。	改正された制度の運営状況を踏まえ、外部評価機関に対し適切な指導を実施する。
102	77	○福祉サービス第三者評価制度の受審促進 社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会で第三者評価事業のパンフレットを配布、市町村地域福祉担当課長会議や福祉の就職フェアにおいて、第三者評価事業の説明を行うなど、受審促進を図ります。	・説明会での説明回数:5回/年	○新型コロナウイルス感染症への配慮から資料提供やオンラインでの説明を行つた。 ・社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会では、会議自体は、動画配信のため、資料をホームページ掲載した。 ・市町村地域福祉担当課長会議では、10月は、会場にて説明を行い、3月は資料提供した。 また、オンラインで開催された福祉の就職フェア法人向け事前説明会(1月)においては、参加法人向けに説明を行つた。	あらゆる機会を捉えて、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、引き続き介護サービス事業者等への受審促進に向けた取り組みを進める。
103	77	○受審施設・事業所の評価結果公表 誰もが受審施設・事業所の評価結果を閲覧できるよう、WAM NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページへの掲載を行います。	・高齢福祉分野の評価結果公表件数:30件/年	○誰もが受審施設・事業所の評価結果を閲覧できるよう、WAM NET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページへの掲載を行つた。 ・高齢福祉分野の評価結果公表件数 10件	利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET(独立行政法人 福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行つ。
第2項 事業者への指導・助言					
1. 居宅サービス事業者等への指導と権限移譲市町村への支援					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
104	79	○事業所に対する厳正な対応 実地指導や通報などの情報により、不適正な事業運営が疑われる場合は、監査を実施するなど厳正に対処します。	・実地指導:100回/年程度	○実地指導や監査については、新型コロナ感染拡大防止の観点から利用者の生命の危機等にかかる案件である場合のみ実施することとし、その他の場合は延期とした。【実施件数0件】	新型コロナ感染対策を行いつつ、指導等を実施できるよう、指導手法等の工夫を図る。
105	79	○集団指導の実施 事業者への集団指導において、指導事例を紹介し、改善のポイントを指導します。	・集団指導:700事業者	○集団指導については、動画配信やHPでの資料掲載及び受講後のアンケートを実施することにより行った。【6月～7月の期間に約700事業所】	引き続き受講後アンケートにおいて把握した事業者の意見等を踏まえ指導の効率化を図る。
106	79	○市町村との情報共有・意見交換 介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、市町村との情報共有・意見交換を実施します。また、集団指導における資料の共同作成等により、市町村の支援を行ふとともに、指定・指導の平準化を図ります。	・会議開催:2回/年	○介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催にて実施した。【1回/年。(2回目を年度末に予定していたが新型コロナ感染拡大に対応するため延期。)】 ○また、集団指導の資料を市町村へ提供する等により市町村支援を実施した。	引き続き会議における情報共有や意見交換の実施、集団資料の提供等により、指定・指導の平準化を図る。
107	79	○事故発生の未然防止の取組み 事業者に対し、介護事故に係る「ひやりはっと」の活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により、事故発生の未然防止の取組み、発生した場合の報告、再発防止策の取組み等について適切に対応するよう指導します。	-	○事業者に対し、介護事故に係る「ひやりはっと」の活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により、事故発生の未然防止の取組み、発生した場合の報告、再発防止策の取組み等について適切に対応するよう、HPに事故やひやりはっと報告書の様式を掲載するとともに、適切に事故報告が実施されるよう報告等の取扱いについても掲載した。	事業者が事故発生の未然防止や発生したとしても適切に対応できるよう、引き続きHPや実地指導等を活用し指導を行う。

2. 介護保険施設への指導					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
108	80	○入所者(利用者)本位のサービス提供促進 実地指導では、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、入所者(利用者)本位のサービス提供を促進するため、適切な施設運営へ向けた指導を実施します。また、介護報酬の算定・請求にあたっては、施設による自主点検表等の活用を促し、正確で適正な事務に努めるよう指導します。	・実地指導:54施設	○集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施。質の高い介護サービスを提供するため、報酬改定、高齢者虐待の防止、感染症及び食中毒、災害への備え、事故防止等、施設の運営上、重要な項目について指導を行い、内容確認や取組内容について、受講確認票の提出を求めた。(197施設) ○実地指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	実地指導にあたっては、施設における自主点検表の事前提出を求ることにより、その内容から運営状況等を把握・分析の上、効果的かつ効率的に実施する。
109	80	○集合研修の実施 集団指導として、Web研修や集合研修を開催し、質の高い介護サービスを提供するため、事故防止対策、衛生管理、非常災害対策等、施設の運営上、重要な項目について説明や指導を行います。	・集団指導:211施設	○集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施。質の高い介護サービスを提供するため、報酬改定、高齢者虐待の防止、感染症及び食中毒、災害への備え、事故防止等、施設の運営上、重要な項目について指導を行い、内容確認や取組内容について、受講確認票の提出を求めた。(197施設)	集団指導においては、引き続き、施設運営上の重要な事項について、指導する。
110	80	○喀痰吸引等を安全に実施するため体制の整備、衛生管理の指導 実地指導において、介護職員等による喀痰吸引等を安全に実施するため体制の整備、衛生管理(感染症マニュアルの整備、感染症予防等)等を指導します。	・実地指導:54施設	○実地指導はコロナ感染拡大のため中止。	・登録事業者に対し、集団指導、実地指導等あらゆる機会を通じ、たん吸引等の行為が適切に行われるよう指導監督に努める。 ・自主点検表を作成し、定期的に点検するよう指導する。 ・適宜、立人検査を実施し、適正に業務が行われているか指導監督を行う。
111	80	○登録研修機関の登録 登録事業者、登録研修機関については、国の登録基準に基づき登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行います。 登録研修機関の登録においては、介護職員の受講を妨げることのないよう、受講要件、費用など妥当であるか入念に審査するとともに、受講しやすい環境を整備するよう指導します。	研修機関実地指導:8か所	○登録事業者、登録研修機関については、国の登録基準に基づき登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行った。 登録特定行為事業者 1,749事業者(実数) 登録研修機関 85機関(令和4年3月末・高齢・障がい登録数) ○登録研修機関の登録においては、介護職員の受講を妨げることのないよう、受講要件、費用など妥当であるか入念に審査するとともに、受講しやすい環境を整備するよう指導した。 登録特定行為業務従事者(不特定)14,521人 (特定)13,884人(令和4年3月末・高齢・障がい登録数)	必要に応じて、ホームページ等を通じ注意喚起・情報提供等を行う。
3. 特別養護老人ホームにおける適正な施設入所選定の実施への指導					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
112	80	○公平性に留意した入所選考の確保 実地指導において、入所選考委員会や申込者名簿の調製を確認し、入所選考指針に基づく透明性、公平性に留意した入所選考が行われるように指導します。また、実地指導において、特例入所の申込者が要件を満たしているか、また該当する場合や入所が決定した時は、保険者に報告をしているか確認します。要介護1・2の要介護者であってもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な閥との下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て特例的に入所を認める取扱いとするよう指導します。	・実地指導:54施設	○集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施。自主点検表において、入所選考指針に基づく透明性、公平性に留意した入所選考が行われるように指導した。	実地指導等において、入所選考指針に基づき特例入所の扱いが適切に行われているか、引き続き確認し指導する。

第3項 苦情・相談対応の充実					
1. 相談体制の充実					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
113	82	○地域包括支援センターの周知 府ホームページ等による地域包括支援センターの周知に努めるとともに、パンフレットや広報誌等による市町村における認知度向上の取組みを働きかけます。	-	○府ホームページにおいて、地域包括支援センターの役割周知に努めるとともに、運営状況等に関する情報(情報公表システム)へのリンクを貼っている。 ○また、市町村と地域包括支援センターの役割分担を明確化や委託方針を具体的に示すよう研修等を通じて働きかけた。	引き続き府ホームページ等による地域包括支援センターの周知に努めるとともに、パンフレットや広報誌等による市町村における認知度向上の取組みを働きかける。
114	82	○介護予防ケアマネジメントや住民主体の地域づくりを学ぶ研修会の実施 外部専門家を招き、市町村職員等を対象に、自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントや住民主体の地域づくりを学ぶ研修会を開催します。	-	(再掲) 【行政職員向け研修会】1回 55名 【介護予防ケアマネジメント担当者研修(窓口研修)】3回 346名	(再掲) ・大阪ええまちプロジェクトにおいて、インフォーマルサービスを含む、支援ニーズに対応した社会資源の創出等について先進的取組事例等の情報提供を行う。 (再掲) ・利用者の状態を改善するサービス(短期集中予防サービス等)の利用者が少ないという課題があることから、相談窓口体制の充実、「訪問アセスメント事業」、「介護予防ケアマネジメントICT化推進事業」により介護予防ケアマネジメントの推進を目指す市町村に対して、各市町の状況に応じて支援する。
115	83	○民生委員・児童委員等への各種研修の実施 地域における様々な福祉課題への対応、相談・援助活動が行われるよう民生委員・児童委員等に対し、各種研修を実施します。また民生委員会長連絡会において、府域における取組みや具体的事例の情報提供を行なうなど、活動しやすい環境づくりに取り組みます。	・研修:15回/年	○地域における様々な福祉課題への対応、相談・援助活動が行われるよう民生委員・児童委員等に対し、各種研修を実施した。また民生委員会長連絡会において、府域における取組みや具体的事例の情報提供を行なうなど、活動しやすい環境づくりに取り組んだ。 研修 延べ実施回数 12回 延べ参加者数1,368人 【民生委員・児童委員数】(府内34市町村で4,326人)(R3.4.1現在)	引き続き、民生委員・児童委員等に対し、各種研修を実施する。また府域における取組みや具体的事例の情報提供を行い、民生委員・児童委員等が活動しやすい環境づくりに取り組んでいく。
116	83	○相談対応の支援 介護サービス相談員養成研修の支援や相談対応の好事例を集めた相談対応事例集の提供を行います。	・事例集を提供(随時)	○利用者の疑問や不満、不安を聞き、未然に解消を図る介護サービス相談員派遣等事業を拡大するため、研修の支援を実施した。 介護サービス相談員養成研修修了 22人 介護サービス相談員現任研修修了 27人	相談体制を充実させるため、引き続き、介護サービス相談員養成研修の支援や、相談事例の提供を行なう。
117	83	○介護サービス相談員派遣等事業の拡大促進 利用者の疑問や不満、不安を聞き、未然に解消を図る介護相談員派遣等事業を拡大するため、市町村への働きかけや研修の支援等を実施します。	・実施市町村の拡大:33市町村(令和5年度末までに)	○介護サービス相談員派遣等事業を拡大するため、8月に市町村担当者向けに府内市町村の取組状況等について情報提供(動画配信)した。	府内全市町村で介護サービス相談員派遣等事業が実施されるよう、引き続き市町村に働きかける。
2. 苦情処理体制の充実					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
118	83	○円滑な苦情対応 利用者の苦情対応について市町村や大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会などの関係機関が連携して円滑に行えるよう保険者への助言や補助等を行います。	・今後の苦情対応の手引きとなる事例集を国保連により作成	○利用者の苦情対応について市町村や大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会などの関係機関が連携して円滑に行えるよう保険者への助言や補助等を行った。 国保連では、相談苦情事例の集約及びホームページ等での情報提供により市町村等の支援を行なった。	苦情の再発防止や解消を図っていくため、引き続き大阪府国民健康保険団体連合会等と連携し、相談苦情事例の集約と対応の検討を行い、ホームページ等を通じ、市町村等へ提供していく。
119	83	苦情処理の体制及び手順等の整備 大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用するなど、実地指導において、事業所における苦情処理の体制及び手順等の整備の指導を実施します。	-	○実地指導はコロナ感染拡大のため中止。集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施し、施設における苦情処理の体制及び手順等の整備の指導した。(530施設) ○実地指導や監査については、新型コロナ感染拡大防止の観点から利用者の生命の危機等にかかる案件である場合のみ実施することとし、その他の場合は延期とした。【実施件数20件】(再掲)	・集団指導や実地指導等において、事業所における苦情処理の体制及び手順等の整備の指導を実施し、苦情処理体制の充実を図る。 ・今後も、関係機関等と連携し、苦情等による情報をもとに実地指導を実施する。
120	83	○「運営適正化委員会」の運営 福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けた相談・助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発に係る支援を行ないます。	・苦情解決第三者委員研修会の開催: 参加者80名/年1回 ・事業報告書の発行:部数2,500件/年	○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けた相談・助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発に係る支援を行なった。 ・延べ相談件数 1,308件 ・苦情解決第三者委員研修会は、オンライン形式を取り入れて、実施 参加者 37名 ・「令和2年度実績報告書」の発行部数 2,300部	引き続き、運営適正化委員会の取組みを周知するとともに円滑に事業運営が図られるよう支援する。
3. 不服申立の審査					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
121	83	○審査請求の適切な対応 審査請求について介護保険審査会を適宜開催し、審理・裁決します。	・提出案件に対し、できる限り迅速かつ適正な審理・裁決の実施	○審査請求について介護保険審査会を適宜開催し、審理・裁決した。 裁決782件(却下 750件、認容 7件、棄却 25件)	被保険者等からの審査請求に対して、個別の請求理由や経緯、請求人の生活実態や状態等を丁寧に確認した上で適正かつ迅速な審査が行えるよう介護保険審査会を運営する。
122	83	○審査請求事案の市町村共有 市町村の職員等に対し、審査請求の認容事案の共有や助言を実施します。	・認定審査会委員研修等の実施による伝達:2回/年	○市町村要介護認定担当職員研修や介護認定審査会委員新規研修において、審査請求の認容事案の共有や助言を行なった。	処分庁の認定審査会の適切な運営や議事記録について、研修、会議等を通じ、各保険者に働きかける。

第7節 権利擁護と社会参加の推進					
1. 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
123	85	○包括的支援体制整備の促進 市町村において包括的支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。	—	○包括的支援体制整備に係る取組み状況や課題等について、アンケートの実施や市町村訪問により意見交換やヒアリング等を実施した。 ○「重層的支援体制整備事業」について、市町村が円滑に事業を実施できるよう市町村職員、市町村社会福祉協議会等関係者を対象に「重層的支援体制整備事業構築後方支援事業」として研修を2回開催した。 第1回・令和3年10月27日 集合形式(希望者はオンライン)による開催 第2回・令和4年3月18日 新型コロナウイルス感染拡大によりオンラインによる開催	引き続き、国の施策動向を踏まえ、市町村の課題等に応じた助言のほか、先進事例や最新情報の提供など、市町村における包括的支援体制が構築されるよう、サポートする。
124	86	○地域包括支援センターと関係機関の連携強化 地域包括支援センターにおける総合相談支援業務において、複合的な課題に対応できるよう関係機関との連携強化を働きかけます。	—	○総合相談業務における連携強化に向け、市町村職員、地域包括支援センター職員に対し地域包括ケアシステム充実強化研修を実施した。 【研修】1回、受講者数158名(会場11名、オンライン147名)	円滑な総合相談事業の実施を行えるよう高齢者関連の施策について幅広いテーマで研修を実施します。
2. 高齢者の孤立防止及び生活困窮高齢者への支援					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
125	86	○地域福祉のネットワークの仕組みづくり 市町村に対し、地域福祉・高齢者福祉交付金による支援を行うとともに、小地域ネットワーク活動やCSWの連携等の取組事例を情報提供し、地域福祉のセーフティネットの拡充を図ります。	—	○市町村に対して、「地域福祉・高齢者福祉交付金」により、小地域ネットワーク活動に対する財政的支援を行った。 ・令和3年度末現在34市町村において実施。 (指定都市・中核市を除く) ○「市町村地域福祉担当者会議」において、市町村に対して、小地域ネットワーク活動やCSWの連携等の先進事例を情報提供し、地域福祉のセーフティネットの拡充を促した。	・引き続き、「地域福祉・高齢者福祉交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等を行うことにより、地域福祉のセーフティネットの拡充を市町村に働きかける。 ・各市町村の先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、効果的な地域福祉のセーフティネットの構築をサポートする。
126	86	○大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定 認知症に対する正しい知識の普及・啓発や地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、取組みを推進します。	—	○地域における見守り等の推進を図るために、民間企業等と締結する「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、協定に基づく取組みを推進した。 ・株式会社ケーエスケー(令和3年6月23日) ・日本管財株式会社(締結:令和3年7月1日) ・株式会社東急コミュニケーションズ(締結:令和3年9月10日) ・京都信用金庫(締結:令和3年12月1日) ・株式会社ショクブン(締結:令和4年3月1日) ・株式会社京都銀行(締結:令和4年3月24日)	引き続き「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」に関し、協定先事業者の取組み状況を把握し、必要に応じて、より積極的な取組みの促進を働きかける。
127	86	(再掲) ○地域包括支援センターと関係機関の連携強化 地域包括支援センターにおける総合相談支援業務において、複合的な課題に対応できるよう関係機関との連携強化を働きかけます。	—	(再掲) ○総合相談業務における連携強化に向け、市町村職員、地域包括支援センター職員に対し地域包括ケアシステム充実強化研修を実施した。 【研修】1回、受講者数158名(会場11名、オンライン147名)	(再掲) 円滑な総合相談事業の実施を行えるよう高齢者関連の施策について幅広いテーマで研修を実施します。
128	86	○生活困窮者自立支援制度と高齢者施策との連携の推進 生活困窮状態にある高齢者に対し、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等と連携して支援を行います。	—	○府内市町村生活困窮者自立支援制度所管課等に対し、厚生労働省ニュースレターなど、生活困窮者自立支援制度と高齢者施策との連携について情報提供を行った。	引き続き、生活困窮者自立支援制度と関係制度との連携の推進が行われるよう、広域支援に取り組む。

3. 福祉教育の充実					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
129	86	○福祉・ボランティアにかかる活動の実施 各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかる様々な活動を実施します。	-	<p>○各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかる様々な活動を実施した。(令和2年度実績:福祉・ボランティアにかかる実施状況調査から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待           <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 598校中84校(14.0%)</li> <li>中学校 285校中14校(4.9%)</li> </ul> </li> <li>・高齢者施設への訪問や交流           <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 598校中35校(5.9%)</li> <li>中学校 285校中13校(4.6%)</li> </ul> </li> <li>・障がい理解教育に取り組んだ学校数           <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 598校中598校(100%)</li> <li>中学校 285校中285校(100%)</li> </ul> </li> </ul>	現在調査中ではあるが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの学校で地域の高齢者宅や高齢者施設への訪問が実施できなかつた。直接、高齢者の方と接する機会も設けることが難しくなつたなかで、オンラインでの交流など代替となる取組みを考えいく必要がある。
130	86	○大阪府福祉教育指導資料集の周知 出会いや体験を通して学んだことが、身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや、学校の取組事例を掲載した、大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図ります。	-	○身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや、学校の取組事例を掲載した、大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図った。	福祉教育指導資料集『ぬくもり』の周知に努め、活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。
131	86	○高齢者関連施設における体験活動の実施 小・中学校初任者研修において、社会体験研修として、高齢者関連施設、障がい福祉施設等において、体験活動を実施します。	-	○小・中学校初任者研修の一部において、社会体験研修として、高齢者関連施設、障がい福祉施設等において、体験活動を実施するように市町村教育委員会に委託した。	(課題) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受け入れ可能な施設の確保が課題であり、安定的な実施が困難である。 (今後の方向性) ・体験活動という方法にこだわらず、各地域の実態に応じて福祉・ボランティア教育の推進ができるような研修実施の委任に向けて、各市町村教育委員会と連携を図る。
132	86	○福祉に関する学習の展開 高等学校では、総合的な学習(探究)の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開します。	-	○高等学校では、総合的な探究の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開した。 教科・科目においては、学校の実情に応じて、教科「福祉」をはじめ学校設定教科・科目により、府立高等学校41校で福祉に関する科目を開設した。 高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動は、近隣の地域と連携しながら実施されており、施設等での奉仕に関する体験活動については府立高等学校94校(令和3年度)で行っている。そのうち高槻北高校、藤井寺高校、泉鳥取高校、堺東高校、和泉総合高校、泉北高校の6校では、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動の単位認定を行った。	学習指導要領で、福祉・ボランティアが取り上げられ、高等学校にも福祉教育が確実に浸透しつつある。その中で課題と今後の方向として、次の2点を挙げる。 ・少子高齢化が進む今後の社会において、福祉教育の意義と役割が大きくなりつつあることから、学校のウェブページ等を活用した魅力の発信等を行い、地域との連携を深めていく。 ・新型コロナウイルスの影響により、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動が例年通りに実施できなかつた。今後は、感染状況を鑑みながら、体験活動等の実施を模索していく。
4. ハンセン病回復者への理解の促進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
133	86	○人権教育教材集・資料の活用 人権教育の推進にあたっては、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に人権教育教材集・資料の活用により指導の工夫・改善に努めるように明記するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めます。また、各学校で活用しやすいよう人権教育教材集・資料を府のホームページに掲載します。	-	<p>○人権教育の推進に当たっては、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に人権教育教材集・資料の活用により指導の工夫・改善に努めるように明記するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めた。</p> <p>○各学校で活用しやすいよう人権教育教材集・資料を府のホームページに掲載した。</p>	今後も授業での活用の促進をはかるため、市町村教育委員会に対し、人権教育実践研究協議会等を通じて周知を図る。
134	86	○ハンセン病問題について啓発 「小・中学校人権教育研修」「府立学校人権教育研修」「幼稚園新規採用教員研修」「小・中・高等・支援学校初任者研修」「10年経験者研修」において、「ゆまにてなにわ」を配付し、ハンセン病問題について啓発を行います。	-	○「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」、「幼稚園新規採用教員研修」、「小・中・高等・支援学校初任者研修」、「10年経験者研修」において、「ゆまにてなにわ」を配付し、ハンセン病問題について触れた。	教職員研修等において、ハンセン病問題について啓発を行い、ハンセン病に関する正しい知識の普及に努める。
135	86	○教職員等を対象にした研修の実施 府教育センターの教職員対象の人権教育研修でハンセン病問題をテーマに研修を行います。	・研修:1回/年	○小・中学校の教頭を対象に、「小・中学校教頭人権教育研修」の講演において、ハンセン病問題をテーマに実施した。ハンセン病問題の現状や当事者からの聞き取りをもとに構成したDVDの視聴を通して、ハンセン病問題についての認識を深めた。	ハンセン病問題について教職員が正しい認識を持ち、子どもたちにも伝えていくよう、教職員研修の充実を図る。
136	86	○ハンセン病問題をテーマとしたパネル展示 ハンセン病問題をテーマとしたパネル展示を、府教育センター玄関ホールにおいて実施します。	・展示の実施:1回/年	(コロナ禍により実施せず)	ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に向けてパネル展示を行う。

第2項 権利擁護の推進					
1. 高齢者虐待防止の取組みの推進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
137	89	○高齢者虐待防止市町村実務者研修事業 市町村や地域包括支援センター職員の高齢者虐待への対応力の向上を図るために、職員の研修を実施します。	・市町村や地域包括支援センター職員を対象とした、初任者、現任者、管理職の研修をそれぞれ毎年1回実施	○初任者研修 受講者数 383名 ○現任者研修 3日間2コース 受講者数 70名 ○管理職研修 受講者数 30名	市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上のために、引き続き体系的な研修を行う。
138	89	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(高齢者虐待防止専門職チーム派遣) 市町村における対応困難事例に対し、府に専門相談員を配置し、市町村からの相談に応じるとともに、専門的な判断を要する虐待事例に対し、弁護士・社会福祉士で構成する専門職チームを派遣し、法律・福祉の両面から専門的な助言を行います。	・専門職チーム派遣:6市町村/年	○市町村における対応困難な事案に対して、府に配置した専門相談員が応じるとともに、必要な場合には弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイスを行った。 専門職チームの派遣 1回	市町村における虐待防止体制が強化されるよう、対応困難事案に対する助言等専門的支援を行う。
139	89	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(養介護施設従事者等向け研修) 養介護施設等における虐待を未然に防止する観点から、養介護施設の管理者等を対象に、研修を実施します。	・養介護施設の管理者等を対象に、現場リーダー、管理者向けの研修を年1回実施	○令和4年3月に、施設管理者向け研修、現場リーダー向け研修を開催。新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。	引き続き、施設職員の高齢者虐待への理解の促進、施設内での虐待防止研修の実施促進等を図る。
140	90	○身体拘束ゼロ推進員養成研修の実施 「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並びに情報提供を行い、施設においてより良いケアの提供と介護技術の向上を図ります。	・養成員:240名	○令和3年9月21日から令和4年1月12日に、大阪府看護協会研修室で介護保険施設等の介護・看護職員のうち指導的立場にある者を対象に、「身体拘束ゼロ推進養成研修」を開催した。(1コース2日間+実習×3回) 参加人数209名。 ○令和3年9月28日から令和4年1月28日に、高齢者権利擁護に必要な知識を専門的に取得するため、介護施設において指導的立場にある看護職員を対象とした「看護指導者養成研修」に1名派遣。	高齢者権利擁護推進事業としての研修事業等を継続して行うとともに、研修参加者から当該施設の従事者に伝達研修が適切に行われるよう実地指導の際に指導する。
141	90	○身体拘束廃止に関する指導強化 実地指導において、高齢者虐待防止の取組みや身体拘束廃止に関する取組みを重点指導項目として指導の強化に努めます。	-	○実地指導は、コロナ感染拡大のため中止。集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施し、高齢者虐待防止について指導した。(530施設)	平成30年度身体拘束の要件の厳格化により、介護保険施設において「身体的拘束適正化のための指針」の整備等が規定された。引き続き適切に整備されるように促していく。
142	90	○身体拘束ゼロを推進する啓発 集団指導及び実地指導等において、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止を指導・啓発します。	-	○ホームページ等において、「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果や平成30年度身体拘束の要件の厳格化により、介護保険施設において定められた「身体的拘束の成果のための指針」の整備が適切にされること等、各施設において身体拘束ゼロを推進する啓発を行った。	実地指導等において、「緊急やむを得ない場合」について、適切な手続きが行われているか確認し、各施設において身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう指導する。
2. 成年後見制度の利用促進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
143	90	○市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援 「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューである「権利擁護人材育成事業(地域権利擁護総合推進事業)」により、市町村職員等からの相談を受けるスーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施や、「権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等)補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行います。	・スーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施:2回/年 ・市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援 ・成年後見制度利用促進研究会を開催:3回/年	○市町村職員等関係機関からの相談を受けるスーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施や、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行った。  ・スーパーバイズ(相談)回数 電話相談332回 専門相談員による専門相談13回 ・研修実施 実務研修(令和3年8月23日) 市町村長申立研修(令和3年10月18日) 事例検討研修(令和4年1月14日、24日) ・成年後見制度利用促進研究会 1回開催(令和3年9月16日)	引き続き、財政的支援を行うとともに、好事例の共有等の積極的情報提供により、成年後見制度利用促進の拡充を市町村に働きかける。
144	90	○成年後見制度利用促進研究会の開催 地域連携ネットワーク等の構築を図るために「成年後見制度利用促進研究会」を開催し、利用促進に係るモデルの検討や意見交換を行っています。	・意見交換会:3回/年	○「成年後見制度利用促進研究会」を開催、新たな制度の担い手として社会福祉法人による法人後見の在り方について検討、意見交換を行った。また、市町村及び市町村社協によるブロック意見交換会を実施した。  (再掲)成年後見制度利用促進研究会 1回開催(令和3年9月16日) ブロック意見交換会 泉州北部ブロック:令和3年6月25日 南河内ブロック:令和3年7月9日 2ブロック合同:令和3年9月30日、11月10日	「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を実施し、その成果を提供するとともに、ブロック意見交換会で市町村同士の情報交換を活発に行うことにより市町村の地域連携ネットワークの構築等を支援する。
145	90	○研修の実施 市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけます。	・市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修の実施:3回/年	○市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけた。  (再掲)研修実施 実務研修(令和3年8月23日) 市町村長申立研修(令和3年10月18日) 事例検討研修(令和4年1月14日、24日)	引き続き、府内関係各課及び関係機関と連携し、研修を実施するとともに、成年後見制度利用支援事業を適切に実施されるよう市町村に働きかける。
146	90	○日常生活自立支援事業の運営支援 自己の判断のみでは日常生活を営むのに支障のある高齢者等の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。	-	○日常生活自立支援事業の運営主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対し補助を行うとともに、府内の運営監視を行う会議や監査に出席した。	引き続き、財政的支援を行うことにより、運営を支援する。

### 3. 犯罪被害等の未然防止

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
147	90	○高齢者の消費者被害の拡大防止 インターネット接続回線の勧誘トラブルなど、高齢者に多いトラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行います。	・「府政だより」による啓発:1回/年	○高齢者の消費者被害の拡大防止のため、住宅修理や送り付け商法など、高齢者に多いトラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行った。(掲載日:令和3年10月1日)	悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
148	90	○高齢者の消費者被害の未然防止 高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退！悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて配布する等周知を行います。	・リーフレットの配布:1,000部/年	○高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退！悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて配布している。	悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
149	90	○見守りネットワークの啓發 福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会での、高齢者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行います。また、府及び市町村の福祉関係部局に呼び掛け、見守りネットワークの構築のため、研修会等を利用して啓発を行います。	・福祉部と連携した福祉関係従事者の研修:4回/年 ・ハンドブックの配布:4,000部/年	○福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会で、消費者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行った。また、府及び市町村の福祉関係部局に呼び掛け、見守りネットワークの構築のため、web意見交換会等を開催し福祉部局担当者の要望等を聞き取った。	消費者安全法に基づく、市町村における消費者安全確保地域協議会等高齢者の見守りネットワークの設置を促進するため、市町村の福祉部局との連携の取組を支援する。
150	90	○高齢者の消費者被害の未然防止 店主・従業員を対象とした高齢消費者の見守りに関するリーフレットを府内のコンビニエンスストア、スーパー・マーケット、生命保険会社の従業員等へ配布します。また、消費者志向事業者団体(ACAP)等にも紹介し、協力を要請します。	・リーフレットの配布:17,000部/年	○高齢者の消費者被害の未然防止のため、店主・従業員を対象とした高齢消費者の見守りに関するポスター・リーフレットを府内のコンビニエンスストア、スーパー・マーケット、生命保険会社の従業員等に約10,000部配布した。また、消費者志向事業者団体等にも紹介し、協力を要請した。	社会全体での高齢者の見守り活動を推進するため、コンビニエンスストアだけではなく、他の事業者にも高齢者の見守りに関するリーフレットを配布して、市町村の高齢者の見守りネットワークの強化の一助とする。
151	90	○被害にあわないため講座の実施 老人クラブや自治体などの集まりに消費のサポーターが「情報提供ボランティア」として出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報を提供を行う講座を実施する。	・高齢者向け「消費者問題ミニ講座」の開催:150回/年	○老人クラブや自治会などの集まりに消費のサポーターが「情報提供ボランティア」として出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報を提供を行う講座を実施した。	悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
152	91	○事業者に处分・指導 事業者に対する関係法令の説明会を実施するとともに、関係機関と連携し、悪質な取引行為等を行っている事業者に处分・指導を行います。	・事業者に対する関係法令の説明会を実施:3回/年	○新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しつつ、事業者に対する関係法令の説明会を実施するとともに、関係機関と連携し、悪質な取引行為等を行っている事業者に指導を行った。	関係法令等に基づき今後も悪質な取引行為等を行っている事業者に対する处分や指導を行っていく。
153	91	○認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携体制の運用 府内市町村や他の都道府県へ広域発見協力を要請する際の情報共有及び連携方法に関して必要な事項を定めた「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携要領」や「行方不明者の早期発見及び身元不明迷い人の早期身元確認に関する大阪府と大阪府警本部との相互連携の推進に係る協定」に基づき、府内市町村と連携して、認知症等による高齢者の行方不明時の早期発見・保護を図っています。	-	○行方不明高齢者の早期発見・早期保護を図るため、市町村等からの依頼に基づき他市町村等への広域的な情報発信を行うとともに、府警本部へも情報提供を実施した。	引き続き、民間企業からの協力を得るとともに、大阪府警察本部と連携しながら、市町村が構築する見守りネットワークの充実を支援する。
154	91	○認知症高齢者等支援対象者情報提供制度の実施 警察署において、保護又は行方不明事案等として取り扱った認知症高齢者等について、本人又はその家族が市町村による支援を希望する場合、本人が居住する市町村に対して、支援対象者に係る情報の提供を行います。	-	○支援対象者又はその家族の同意を得たうえで、それぞれのケースに応じて個々具体的な情報提供を実施した。	引き続き、本制度を通じて、地域包括支援センター等と連携を図り、徘徊事案等の未然防止に努める。

### 第3項 豊かな経験・能力を活かせる社会の構築

#### 1. 社会参加の促進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
155	93	(再掲) ○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実 社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体を、プロボノ(仕事上で得た知識や経験、技能を社会貢献のため提供するボランティア)、府内で活躍する先進NPO法人等が支援する「大阪ええまちプロジェクト」を実施します。	・支援団体数 プロジェクト型支援:15団体 個別相談型支援:30団体	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【プロジェクト型支援】:13団体 【随時個別相談支援】24件	(再掲) 高齢者の社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施する。
156	93		・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める	(再掲) ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村) 【専門職広域支援調整体制の整備】通いの場への専門職派遣(22市町村、86人、276回)	(再掲) 各市町村のニーズを把握し、専門職の市町村への派遣体制を整える。
156	93	(再掲) ○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援	・生活支援コーディネーター養成研修会の開催:1回/年	(再掲) 【初任者研修】1回、受講者数90名 【全体研修】1回、受講者数122名	(再掲) 行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。
156	93	・生活支援コーディネーターの養成研修を実施します。 ・生活支援のノウハウ等の共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワークの強化に向けた研修会等を開催します。	・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年	(再掲) ○2回、受講者数計98名	(再掲) 行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。
156	93		・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年	(再掲) ○「大阪ええまちプロジェクト」において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会等を実施。 【大交流会】2/25~26 (再掲) 【行政職員向け研修会】1回・参加者55名	(再掲) 大阪ええまちプロジェクトにおいて、インフォーマルサービスを含む、支援ニーズに対応した社会資源の創出等について先進的取組事例等の情報提供を行なう。
157	94	○市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会への支援 老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行います。	-	(再掲) ○老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行った。	(再掲) 地域の支え合いの担い手としての活動や、他団体との連携等の活性化方策を、市町村や大阪府老人クラブ連合会と連携して検討していく。
158	94	○優良老人クラブの表彰 老人クラブ連合会において、他の規範となる優良老人クラブに対する表彰を行なっています。	・表彰の実施:1回/年	○他の規範となる優良老人クラブに対し、知事表彰を行なった。(16クラブ) 例年表彰状を授与している大阪府老人クラブ大会が新型コロナウイルス感染拡大によりが中止されたため、市町村を通じて交付した。	引き続き、他の規範となる優良老人クラブに対し、知事表彰を実施する。
159	94	○ねんりんピックへの選手派遣事業 ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手派遣事業を通じて、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進します。	・ねんりんピックへの派遣:1回/年	○全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考(一財)大阪府地域福祉推進財団に委託により実施した。 ※第33回全国健康福祉祭ぎふ大会(ねんりんピック岐阜2021)は、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	引き続き、全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を実施し、日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを促進する。

#### 2. 雇用・就業対策の推進

項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
160	94	○高齢者雇用の啓発 市町村・ハローワーク・商工会議所等との連携により、地域労働ネットワークのメルマガなどを活用した広報展開において、中高年齢者の雇用促進を図るためにセミナー等を実施し、高齢者雇用の啓発を行ないます。	-	○市町村・ハローワーク・商工会議所等との連携により、地域労働ネットワークのメルマガなどを活用した広報展開において、中高年齢者の雇用促進を図るためにセミナー等を実施し、高齢者雇用セミナー実施 ・大阪商工会議所、富田林商工会議所	引き続き商工会等と連携した事業展開により、開催地域の拡大及び内容等の充実を図り、地域労働ネットワークを活用するなど高齢者雇用促進に関するセミナーや相談会等を実施していく。
161	94	○潜在求職者活躍支援プロジェクト事業 OSAKALごとフィールド内に設置しているシニア就業促進センター(運営:大阪府高年齢者就業機会確保地域連携協議会)と連携して、55歳以上の高年齢者の潜在求職者の掘り起こしからスキルアップ、マッチングまでの一貫した就業支援を行なっています。	・就業意欲を喚起するセミナーの実施:4回/年程度	・就業意欲を喚起するセミナーの実施:5回	引き続き高年齢者の就業意欲を喚起するセミナーを実施していく。
161	94		・短期間(3日程度)研修プログラムの実施:9回(3コース×3回)/年程度	・短期間(3日程度)研修プログラムの実施:9回	引き続き高年齢者の就職に役立つ研修プログラムを実施していく。
161	94		・合同企業説明会の開催:3回/年程度	・合同企業説明会の開催:6回	引き続き高年齢者と企業のマッチングの場として、合同企業説明会を実施していく。
161	94		・(企業向け)高年齢者雇用の理解を促進するセミナーの実施:4回/年程度	・(企業向け)高年齢者雇用の理解を促進するセミナーの実施:5回	引き続き企業の高年齢者雇用を促進するためのセミナーを実施していく。
162	94	○公共職業訓練の実施 公共職業訓練において、中高年齢者向け科目を実施します。	・受講者数:460人	〈人材育成課〉440人 ○公共職業訓練受講者数(中高年向け科目)委託訓練:352人、技専校:88人	中高年齢者をはじめとする求職者により多く受講していただくよう、引き続き職業訓練の積極的なPRに努める。
163	94	○大阪府シルバー人材センター協議会への助言・支援 公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会への助言・支援を通じた高齢者の就業機会の拡大と就業率の向上に取り組みます。	-	(公社)大阪府シルバー人材センター協議会への助言・支援を通じた高齢者の就業機会の拡大と就業率の向上に取り組んだ。 【年度別会員数】 [R3] 44,781人 【就業率】 [R3] 85.7%	引き続き公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会との連携により、高齢者の能力を活かした就業や社会参加等の機会の拡大に努める。

## 第8節 災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立

### 1. 災害に対する高齢者支援体制の確立

項目 項目 記載 ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
164 97	○災害に備えた市町村への働きかけ 高齢者等に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備、避難行動要支援者名簿の活用と更新、本人同意のもと平時からの関係者間の情報共有ができるよう、市町村へ働きかけます。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、以下による取組みを行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村のマネジメントを行う副首長、部局長等を対象とした個別避難計画作成に係る研修の実施</li> <li>・個別避難計画と避難行動を時間軸に沿って整理する「コミュニティタイムライン」との連携に関する説明会実施</li> <li>・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技を実施</li> <li>・災害対策基本法の改正により、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務化されたことから、ハザードや心身の状況等から名簿を絞り込み、計画を作成するための人材育成研修や先行事例を共有した市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修の実施</li> </ul> </li> <li>○平時における避難所の事前対策の推進を目的に、大阪府避難所運営マニュアルを作成指針を改正し、市町村へ展開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の共有について重視感があり、理解促進が必要。また、避難支援を実施する者が不足しているなどの課題がある。</li> <li>・市町村と意見交換することで、状況を把握し、個別支援を検討とともに、引き続き、市町村職員や個別避難計画作成に携わる福祉関係者及び避難支援を実施する者の人材育成に取り組む。</li> <li>・引き続き市町村に対し、避難所の質的・量的確保の推進を行う。</li> </ul>
165 97	○福祉避難所の指定促進 災害時、高齢者等の要配慮者の避難支援を行うため、福祉避難所の指定を市町村に働きかけるとともに、協力・支援します。	-	○福祉避難所については、災害対策基本法の改正(平成26年4月施行)を踏まえ、府内市町村で指定を進めており、令和4年3月現在、災害対策基本法に基づく福祉避難所の指定を行っているのは41市町村636施設である。	引き続き市町村に対し、福祉避難所の質的・量的確保の推進を行う。
166 97	○災害に備えた事務所指導 南海トラフ巨大地震の発生などに備え、介護保険施設等における地震防災対策マニュアルの整備を推進するとともに、地震や火災等を想定した避難訓練の実施について指導等を行います。	・実地指導:54施設、100事業所 ・集団指導:211施設、700事業所	○集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施し、社会福祉施設における地震灾害対策マニュアルの作成や、避難訓令の実施について指導した。	集団指導や実地指導等あらゆる機会を通し、災害への備えにつとめるよう指導する。
167 97	○被災時の体制整備支援 介護保険施設等が被災した場合であっても、入所者や利用者のサービスが確保できるよう、災害による臨時的な定員の超過利用や、災害時における応援協定等の締結に関するガイドライン等を作成するなどの取組みを支援します。	-	○介護施設における防災リーダーを対象に、業務継続計画(BCP)策定研修を令和3年9月21日から令和4年2月28日に8回実施し、各施設における業務継続計画(BCP)の策定を支援した。	業務継続計画(BCP)策定は令和3年度に義務化されており、令和4年度も支援を行う。
168 97	○災害時におけるボランティア活動支援制度 災害時にボランティアが被災者のニーズに応え円滑に活動できるよう、「災害時におけるボランティア活動支援制度」等に基づき、市町村や日本赤十字社、社会福祉協議会などと連携して、災害ボランティアの受け入れ体制の整備やボランティアの確保、災害ボランティアコーディネーター等の人の人材の育成など、必要な環境整備を行います。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成9年3月に創設した「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録している災害ボランティア団体のリーダー等を対象に、大阪府社会福祉協議会と共に「災害時ボランティアコーディネーター研修」を実施した。</li> <li>・登録団体数(令和3年度):35団体</li> <li>・研修(令和3年度):令和4年1月27日(木)83名参加</li> </ul>	引き続き、大阪府社会福祉協議会等と連携して、登録団体メンバーやボランティアに関心のある方、災害ボランティアセンター運営に携わる方を対象に研修を実施していく。
169 97	○災害派遣福祉チーム(DWAT)構築事業 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉的支援を行う。民間の福祉専門職で構成する大阪DWATの充実・強化を進めます。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害福祉支援ネットワーク構成団体等と連携のうえ、チーム員への研修等を実施し、災害時における福祉支援体制の充実・強化を図った。</li> <li>・ネットワーク会議を2回開催</li> <li>○チーム員の養成等に向けた以下の取組みを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同養成研修(大阪府・京都府・奈良県の3府県)2回(52名受講済み)</li> <li>・ステップアップ研修2回(67名受講済み)</li> <li>・コーディネーター研修1回(26名受講済み)</li> </ul> </li> <li>○DWATチーム員への必要な情報の発信(随時)</li> <li>○合同養成研修の開催に伴い来年度に向けた振り返りを実施</li> </ul>	引き続き、大阪DWAT等への研修や訓練等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実・強化を図っていく。
170 97	○災害時の介護サービスの円滑な提供 災害時は保険者において、様々な方法を通じて、介護を要する高齢者の状況や実態の把握に努めるとともに、避難対策及び自宅以外の場所(避難所や避難先の家庭、旅館等)で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、介護サービス事業者や住宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど、介護サービスの円滑な提供について、柔軟に対応するよう、働きかけます。	-	○HPで掲載した資料において、通所介護等における非常災害対策等、居宅基準上の制度について、制度理解に努めるよう周知した。	通所介護等における非常災害対策等、居宅基準上の制度について、制度理解の向上を図るため、引き続きHP等を活用し周知を行う。

2. 感染症に対する高齢者支援体制の確立					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
171	97	○感染予防策を強化 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が利用する事業所等に対し、感染予防策を強化するよう啓発します。	—	○インフルエンザ啓発チラシを更新し、大阪府ホームページ上にて啓発を実施した。 ○感染防止対策を継続的に行うため、高齢者施設等が衛生用品等の購入に要した経費を補助する感染防止対策支援事業を実施し感染予防策強化の啓発を行った。	・感染予防策としての手洗い、消毒の徹底を今後も啓発していく。 ・オミクロン株は感染拡大力が強いため、第七波に向けた高齢者施設等が衛生用品等の購入に要するかかりまし経費での感染予防策の強化が必要である。
172	97	○要援護者への生活支援 感染症発生時には、市町村に対し、在宅の高齢者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請します。	・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、国、市町村、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。	○新型コロナウイルスにかかる対応状況等も鑑み、R3年度は訓練は実施せず。対応体制の整備を実施した。	新型インフルエンザ等の流行に平素から備えていく。
173	98	○衛生管理の指導 実地指導において、衛生管理(感染症マニュアルの整備、委員会及び研修の実施状況等)を確認し、適切に実施するよう指導します。	・実地指導54施設、100事業所 ・集団指導211施設、700事業所	○集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施し、日頃からの感染管理体制整備や感染症の拡大防止のための対応について指導した。 ○実地指導は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、福祉部全体の取組として実施した。	実地指導や集団指導をはじめ、あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導する。
174	98	○応援職員の派遣 新型コロナウイルス感染症発生時に介護施設等において必要な職員が不足する場合、大阪府社会福祉協議会及び大阪介護老人保健施設協会と締結した応援職員派遣に関する協定に基づき、速やかに人的支援を行います。	—	○和泉市の特別養護老人ホームに対し、4法人から職員の応援派遣を実施(令和4年1月23日から令和4年1月31日)。	介護施設等において、新型コロナウイルス感染症発生時に必要な職員が不足した場合は、協定等に基づき、速やかに人的支援を行う。

## 「大阪府高齢者計画2021」の取組状況(一対一対応版)

第4章 大阪府認知症施策推進計画2021				
第3節 認知症施策の推進方策				
第1項 普及啓発・本人発信支援				
1. 認知症に関する理解促進				
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
1 111	●広報媒体による認知症に関する啓発 リーフレットやパンフレット、ホームページなどを活用して、認知症に関する啓発を実施します。	—	○高齢者保健福祉月間(9月)に、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を目的に、府内の市町村、教育機関、鉄道、バス等の公共交通機関、スーパー、コンビニ等の商業施設、金融機関などにおいて、ポスターを掲示した。 ○ホームページを活用し、認知症相談窓口や認知症サポートー、認知症カフェ等府民向けの周知を行った。	・引き続き、高齢者保健福祉月間、世界アルツハイマーー・月間において、認知症に関する集中的な啓発に取り組む。 ・大阪府のホームページ、府政だより、パンフレット等を活用し、認知症に関する取組の紹介を行っていく。
2 111	●認知症サポートーキャラバン事業 地域全体で認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族の応援者となる認知症サポートーの養成を引き続き促進するため、認知症サポートー養成講座を企画し、講師役となるキャラバン・メイトを養成します。	・認知症サポートー養成数:94万人(2023年度末累計)	○認知症サポートー養成研修を実施。 【養成研修】3回、受講者143名 ※府内認知症サポートー養成数 30,350名 <small>更新: 7月8日 (令和4年7月21日現在)</small>	引き続き、市町村とともに計画的に認知症サポートーを養成していく。
3 111	●認知症サポートー活動促進事業 市町村においてチームオレンジ(認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポートーをつなげる仕組み)の円滑な事業展開が図られるよう、チームオレンジのコーディネーター等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	・チームオレンジのコーディネーター等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○チームオレンジのコーディネーター等に対する研修を令和3年8月27日に実施し、71名が参加した。	引き続き、コーディネーター等に対する研修を実施し、市町村におけるチームオレンジの設置促進を図る。
4 112	●「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結 認知症に対する正しい知識の普及・啓発や地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、取組みを推進します。	・協力事業者との協定締結の推進	○地域における見守り等の推進を図るために、民間企業等と締結する「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、協定に基づく取組みを推進した。 ・令和3年6月23日(株式会社ケーエスケー) ・日本管財株式会社(締結:令和3年7月1日) ・株式会社東急コミュニケーションズ(締結:令和3年9月10日) ・京都信用金庫(締結:令和3年12月1日) ・株式会社ショクフン(締結:令和4年3月1日) ・株式会社京都銀行(締結:令和4年3月24日)	引き続き「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」に関し、協定先事業者の取組み状況を把握し、必要に応じて、より積極的な取組みの促進を働きかける。
5 112	●世界アルツハイマーー及び月間の機会を捉えた認知症に関する普及・啓発 世界アルツハイマーー(毎年9月21日)及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発活動を当事者団体等と連携して実施します。	・世界アルツハイマーー及び月間における普及・啓発の実施	○世界アルツハイマーー(9月21日)に、「認知症の人と家族の会」とともに万博記念公園の「太陽の塔」をオレンジ色にライトアップした。 また、府内市町村で行われるイベント等を取りまとめ、府民に広く周知した。	引き続き、世界アルツハイマーー月間(9月)及びアルツハイマーーにおいて、認知症に関する啓発を行う。
6 112	●意思決定支援ガイドラインの普及・啓発 医療・介護従事者等の専門職向けの認知症に関する研修や認知症サポートーのステップアップ講座等様々な機会を捉えて、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の普及に努めます。	—	○令和3年度は特になし(令和2年度に研修会を開催)。	国が定める医療・介護従事者向けの研修カリキュラムが改訂され、令和4年度からこの中で「認知症の人の意思決定支援」が盛り込まれた。当該ガイドラインの趣旨が適切に普及されるよう研修実施法人等と連携していく。
2. 相談先の周知				
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
7 112	●「認知症ケアバス」の活用促進 地域ごとの医療・介護等の資源を例挙するだけに留まらず、ケアバスを活用した事例を収集し、市町村と共有することにより、活用促進を市町村に働きかけます。	・市町村における「認知症ケアバス」 作成率:100%	○市町村における「ケアバス」作成状況について、調査を実施し、調査結果について市町村にフィードバックを行った。 市町村における「ケアバス」作成率: 95.3%(令和3年7月調査)	引き続き、市町村にケアバスの作成及び活用促進を働きかける。
3. 認知症の人本人からの発信支援				
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
8 112	●ピアサポート活動支援事業 認知症の人が集い、自らの希望や必要としていること等を主体的に語り合う「本人ミーティング」や悩みを共有するための認知症当事者同士の交流会等の開催を市町村と連携して普及します。	—	○「本人交流会」を3回開催した。 令和3年9月24日(8名参加)、11月6日(3名参加)、11月27日(6名参加) （「本人ミーティング」は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止）	引き続き、本人交流会や本人ミーティングを開催し、その結果を踏まえ、市町村による本人交流会等の開催を促進していく。また、他府県の取組事例も参考にしながら本人発信の手法を検討していく。
9 112	●「本人発信の手法」の検討 認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になってしまった希望を持って前を向いて暮らす姿等を積極的に発信していくために「本人発信の手法」を検討します。	—		

1.認知症予防に資する可能性のある活動の推進					
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向	
10 116	○市町村が行う介護予防活動への支援 ・自立支援に資する地域ケア会議の府内市町村への普及展開とともに、本人の希望を中心とした自立支援型の介護予防ケアマネジメント、要支援、介護予防・生活支援サービス事業対象者の生活機能改善等を目的とする「短期集中予防サービス」等の取組みを推進する市町村において、研修会を実施します。	・市町村職員等に対する研修会の開催:15回/年	(再掲) ○介護予防活動強化推進事業の実施 自立支援に資する地域ケア会議を支援するアドバイザーの派遣や専門職の養成、生活機能改善等を目的とする短期集中予防サービスの効率的な介護予防ケアマネジメント推進を支援。 【重点支援市町職員等】4市町 8回 【全市町職員等】43市町村 4回	(再掲) 利用者の状態を改善するサービス(短期集中予防サービス等)の利用者が少ないという課題があることから、「訪問アセスメント事業」「介護予防ケアマネジメントICT化推進事業」により介護予防ケアマネジメントの推進を目指す市町村に対して、各市町の状況に応じて支援する。	
11 116			(再掲) ○R2年度参加率5.8% ○専門職団体と連携した専門職による支援体制の整備 【専門職広域支援調整連絡会】3回(専門職5団体、5市町村) 【専門職広域支援調整体制の整備】通いの場への専門職派遣(22市町村、86人、276回)	(再掲) 各市町村のニーズを把握し、引き続き専門職の市町村への派遣体制を整える。	
11 116	○市町村が行う生活支援・介護予防サービス基盤整備への支援 ・生活支援コーディネーターの養成研修を実施します。 ・生活支援のノウハウ等の共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワークの強化に向けた研修会等を開催します。	・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める。 ・生活支援コーディネーター養成研修会の開催:1回/年	(再掲) ○初任者研修】1回、受講者数90名 【全体研修】1回、受講者数122名	(再掲) 行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。	
11 116		・生活支援コーディネーター情報交換会の開催:2回/年	(再掲) ○2回、受講者数計98名	(再掲) 行政を含む関係機関との連携や役割分担の明確化等の生活支援コーディネーターが地域で活動するにあたっての課題等を把握し、市町村と共有しながら、引き続き、課題解決に向けた手法を学ぶ養成研修を実施する。	
11 116		・生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会の開催:1回/年	(再掲) ○「大阪ええまちプロジェクト」において、生活支援コーディネーター、市町村職員、地域団体等による大交流会等を実施。 【大交流会】2/26~27 (再掲) 【行政職員向け研修会】1回・参加者96名	(再掲) 大阪ええまちプロジェクトにおいて、インフォーマルサービスを含む、支援ニーズに対応した社会資源の創出等について先進的取組事例等の情報提供を行う。	
12 117	○住み慣れた地域で暮らし続けられるための生活支援サービスの充実 ・社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体を、プロボノ(仕事上で得た知識や経験、技能を社会貢献のため提供するボランティア)、府内で活躍する先進NPO法人等が支援する「大阪ええまちプロジェクト」を実施します。	【支援団体数】 ・プロジェクト型支援:15団体/年 ・個別相談型支援:30団体/年	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【プロジェクト型支援】:13団体 【随時個別相談支援】24件	(再掲) 高齢者の社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施する。	
13 117	○府老人クラブ連合会や市町村老人クラブが行う健康づくり事業への支援 ・大阪府老人クラブ連合会が実施する健康づくり・介護支援事業(健康づくり大学校の運営、グランドゴルフ大会等)、府内市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防事業の事業費等の補助を行います。	—	(再掲) ○老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行った。	(再掲) 地域の支え合いの担い手としての活動や、他団体との連携等の活性化方策を市町村や大阪府老人クラブ連合会と連携して検討していく。	
14 117	○地域におけるこころの健康づくり ・高齢単独世帯が増加傾向にある中で、高齢者と地域住民とのコミュニケーションをつなぐ機会として、気軽に楽しく交流できる高齢者サロンや交流イベント等への積極的な参加を促すなど、地域において、高齢者のこころの健康に「気づき」、寄り添って「見守る」環境づくりを進めます。	—	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組みに対し、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を通じて、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を実施した。	引き続き、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議を通じて、好事例の情報提供等を実施する。	
15 117	○あらゆる世代でのスポーツ活動の推進 ・市町村、スポーツ団体等と連携し、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室、イベント等を開催します。	・成人の週1回以上のスポーツ実施率:50%(令和3年度) ※令和3年度に第3次スポーツ推進計画を策定予定	○成人の週1回以上のスポーツ実施率:57.6%(令和3年度) ○コロナ禍においても、スポーツへの参加と健康づくりを促進するため、自宅等で測定できるオンライン体力測定を実施するなど、府民誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施した。 ○これまで取り組んできた生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた都市魅力の創造をさらに進めるとともに、今後5年間のスポーツ施策を戦略的に推進していくための具体的な方向性を示すものとして、第3次大阪府スポーツ推進計画を策定した。	第3次計画に基づき、スポーツ施策を推進し、大阪府スポーツ推進審議会(教育庁所管)等において、計画の進捗状況及び事業の効果の評価検証を実施していく。	

2.認知症(MCIを含む)の早期発見・早期対応等の推進					
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況		課題及び今後の方向
16 117	(再掲) ●広報媒体による認知症に関する啓発 リーフレットやパンフレット、ホームページなどを活用して、認知症に関する啓発を実施します。	一	○高齢者保健福祉月間(9月)に、認知症に対する正しい知識の普及・啓発を目的に、府内の市町村、教育機関、鉄道、バス等の公共交通機関、スーパー、コンビニ等の商業施設、金融機関などにおいて、ポスターを掲示した。 ○ホームページを活用し、認知症相談窓口や認知症センター、認知症カフェ等府民向けの周知を行った。	引き続き、高齢者保健福祉月間、世界アルツハイマーー・月間において、認知症に関する集中的な啓発に取り組む。 ・大阪府のホームページ、府政だより、パンフレット等を活用し、認知症に関する取組の紹介を行っていく。	
17 117	●市町村が設置する認知症カフェの周知等による支援 認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組みを推進し、地域の実情に応じた方法による普及を図るため、取組事例の紹介等により市町村を支援します。	・認知症カフェを全市町村に普及	○認知症地域支援推進員の研修会において、認知症カフェの活動紹介等を行った。 ○市町村における「認知症カフェ」の取組について調査を行い、調査結果について市町村にフィードバックするとともに、大阪府のホームページにて各市町村の取組を紹介した。 「認知症カフェ」設置済市町村数:39市町村(令和3年3月末時点)	認知症施策及び在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者会議等の場を活用し、好事例の横展開等を図っていく。	
18 117	●認知症地域支援推進員フォローアップ研修 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。	引き続き、認知症地域支援推進員のスキルアップのため、研修を実施していく。	
19 117	●認知症初期集中支援チームフォローアップ研修 複数の専門職が、認知症が疑われる人等を訪問し、アセスメントを行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うために、市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの質の向上を図るフォローアップ研修を実施します。	・認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信にて実施。	引き続き、認知症初期集中支援チームの活動のスキルアップを図るため、研修を実施していく。	
第3項 医療・介護の提供、介護者支援					
1.早期発見・早期対応と医療体制の整備					
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況		課題及び今後の方向
20 123	●認知症疾患医療センターの整備 二次医療圏ごとに認知症疾患医療センターを整備します。	・二次医療圏ごとに1か所	○二次医療圏ごとに1か所設置		引き続き、認知症疾患医療センターの体制整備に取り組む。
21 123	●認知症に対応できる医療機関の明確化 認知症に対応できる都道府県連携拠点・地域連携拠点・地域精神科医療機関を定め、それぞれの医療機関がもつ役割を明確化します。	・397(令和5年度目標値)	(令和4年3月末時点) ・都道府県連携拠点医療機関 14カ所 ・地域連携拠点医療機関 70カ所 ・地域精神科医療機関 378カ所		引き続き、認知症に専門的に対応できる医療機関を明確化し、医療の充実と連携体制の構築に取り組む。
22 123	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。		引き続き、認知症地域支援推進員のスキルアップのため、研修を実施していく。
23 123	(再掲) ●認知症初期集中支援チームフォローアップ研修 複数の専門職が、認知症が疑われる人等を訪問し、アセスメントを行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うために、市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの質の向上を図るフォローアップ研修を実施します。	・認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信にて実施。		引き続き、認知症初期集中支援チームの活動のスキルアップを図るため、研修を実施していく。

2. 医療・介護従事者の認知症対応力向上促進				
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
			取組みの状況	
24 123	●認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修 かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役や、専門医療機関及び地域包括支援センター等との連携の推進による認知症サポート医を養成します。また、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化等を図るためのフォローアップ研修を実施します。	・受講者数: 612人(令和5年度末累計) ○認知症サポート医養成研修の実施。 受講者数: 63人(令和3年度末累計438人)		引き続き、職能団体の協力を得て、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う認知症サポート医を着実に養成するとともに、サポート医の取組みの充実・強化を支援するため、フォローアップ研修を実施する。
24 123	●認知症サポート医を対象として、フォローアップ研修を年1回以上実施	・認知症サポート医を対象として、フォローアップ研修を年1回以上実施 ○認知症サポート医フォローアップ研修の実施。 4回／年開催 受講者数: 327人		
25 123	●かかりつけ医認知症対応力向上研修 高齢者が日頃より受診するかかりつけ医に対し、専門医療機関への早期の紹介をはじめ、認知症に対する知識・技術や認知症の人、本人とその家族を支える知識と方法などを習得するための研修を実施します。	・受講者数: 2, 942人(令和5年度末累計) ○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施。 受講者数: 145人(令和3年度末累計2, 520人)		引き続き、職能団体の協力を得て、かかりつけ医の認知症対応力向上研修を実施する。
26 123	●歯科医師認知症対応力向上研修 認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医と連携して対応し、認知症の人に応じた歯科治療・口腔機能の管理を適切に行なわれるよう研修を実施します。	・受講者数: 1, 934人(令和5年度末累計) ○歯科医師認知症対応力向上研修の実施。 受講者数: 143人(令和3年度末累計1, 488人)		引き続き、職能団体の協力を得て、かかりつけ歯科医の認知症対応力向上研修を実施する。
27 123	●薬剤師認知症対応力向上研修 薬局が服薬指導を通じて認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医と連携して対応し、認知症の人に応じた服薬指導等を適切にできるよう研修を実施します。	・受講者数: 1, 981人(令和5年度末累計) ○薬剤師認知症対応力向上研修の実施。 受講者数: 570人(令和3年度末累計1, 719人)		引き続き、職能団体の協力を得て、かかりつけ薬局・薬剤師の認知症対応力向上研修を実施する。
28 123	●病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 病院勤務の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施します。	・受講者数: 14, 806人(令和5年度末累計) ○病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施。 受講者数: 1, 022人(令和3年度末累計10, 943人)		引き続き、職能団体の協力を得て、病院勤務の医療従事者に対し、認知症対応力向上研修を実施する。
29 123	●看護職員認知症対応力向上研修 急性期病院をはじめとして、入院、他外来等を通じて認知症の人と関わる看護師を対象に、認知症への対応に必要な知識・技能を取得することができるよう研修を実施します。	・受講者数: 1, 244人(令和5年度末累計) ○看護職員認知症対応力向上研修の実施。 受講者数: 189人(令和3年度末累計828人)		引き続き、職能団体の協力を得て、看護職員の認知症対応力向上研修を実施する。
30 124	●認知症介護基礎研修 新任の介護職員等を対象に、認知症介護に関する基本的な知識及び事業運営に必要な知識の研修を実施します。	一	○研修実施法人を指定し(令和3年9月)、同法人にて、eラーニングによる認知症介護基礎研修を実施。 令和3年度受講修了者数: 368名 ○令和4年3月にも研修実施法人を1法人指定し、2法人による研修体制を整えた。	指定研修法人と連携しながら、介護基礎研修の着実な実施に努めていく。
31 124	●認知症介護実践者研修(研修実施法人を指定) 介護保険施設・事業者等に從事する介護職員等で、概ね2年程度従事した経験を有する者を対象に、認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得するための研修を実施します。	・受講者数: 10, 712人(令和5年度末累計)	○実践者研修指定法人(4法人)にて、認知症介護実践者研修を実施。 ・開催回数: 6回、受講者数: 312人(令和3年度末累計9,560人)	受講者へのアンケート調査を行い、結果を踏まえて、事業を評価し、改善につなげていくことで、より良い実践者研修の実施に努めていく。
32 124	●認知症介護実践リーダー研修(研修実施法人を指定) 介護保険施設・事業者等に從事する介護職員等で、概ね5年以上従事した経験を有する者を対象に、認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得するための研修を実施します。	・受講者数: 2, 200人(令和5年度末累計)	○実践リーダー研修指定法人(4法人)にて、認知症介護実践者研修を実施。 ・開催回数: 2回、受講者数: 84人(令和3年度末累計1,890人)	受講者へのアンケート調査を行い、結果を踏まえて、事業を評価し、改善につなげていくことで、より良い実践リーダー研修の実施に努めていく。
33 124	●認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修 認知症介護基礎研修や認知症介護実践研修を企画・立案に参画し、講師として従事する等の役割を担う者を養成します。また、認知症介護指導者に対し最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等の修得を図ります。	・指導者養成数: 63人(令和5年度末累計)	○認知症介護指導者養成研修: 修了者4名(累計55名) ○認知症介護指導者フォローアップ研修: 修了者2名	引き続き、認知症介護指導者の養成及び指導者が最新の知識等の修得を図るためにフォローアップに取り組む。
34 124	●認知症対応型サービス事業開設者研修 地域密着型サービス事業等の指定基準において、代表者の受講が義務付けられている認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施します。	・認知症対応型サービス事業開設者研修を毎年1回以上実施	○令和3年10月、令和4年2月に開催。 修了者: 30名	法定の研修であることから、引き続き、研修の円滑な実施に努める。
35 124	●認知症対応型サービス事業管理者研修 地域密着型サービス事業等の指定基準において、管理者の受講が義務付けられている認知症対応型サービス事業所の管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施します。	・認知症対応型サービス事業管理者研修を毎年1回以上実施	○令和3年10月、令和4年2月に開催。 修了者: 80名	法定の研修であることから、引き続き、研修の円滑な実施に努める。
36 124	●小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 地域密着型サービス事業等の指定基準において、小規模居宅介護事業所等の計画作成担当者の受講が義務付けられている介護計画等を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施します。	・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を毎年1回以上実施	○令和3年10月、令和4年2月に開催。 修了者: 36名	法定の研修であることから、引き続き、研修の円滑な実施に努める。

3. 介護サービス基盤整備と介護人材確保				
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
37 124	○介護保険施設の計画的な整備 各市町村が介護保険施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていきます。	—	○各市町村が介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んでいます。 ○8期中に整備する予定の施設のうち、1施設が着工した。	各市町村が介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていく。
38 124	○改築計画の掘り起し 建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行います。	—	○建て替え意向のある法人に対しヒアリングを実施し、補助制度の案内をしているが、法人都合により着手には至っていない。	建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行う。
39 124	○計画的な建替え推進 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。	—	○耐震基準を満たしていない建物については、引き続き建て替えの打診はしているものの、法人都合により着手には至っていない。	建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行う。
40 124	○参入促進・魅力発信への取組み 【職業として介護の魅力をPR】 福祉・介護分野に関心のある方などを対象とした職場体験や、教育機関との連携を図るなど、福祉・介護の魅力を発信します。 また、11月の「介護の日」や「福祉人材確保重点実施期間」などに、介護への理解と介護の仕事の魅力発信する取り組みを実施します。	・職場体験参加者数:300人／年 (延べ)	○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信しました。 ・職場体験参加者数:214人／年(延べ) ・出前講座:252人  「介護の日」を含む「福祉人材確保重点実施期間」に介護職・介護業務の魅力発信動画を6本配信し、生配信イベントを3回実施した。「介護の日」には介護従事者への感謝と激励のブルーライトアップを府内及び市町村施設で実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、各種セミナー・職場体験・インターンシップの実施が難しい状況にあるが、オンラインの活用や感染対策等を徹底し各事業を実施する。 介護の魅力発信ツールとして活用している当課YouTubeチャンネルの認知度を高め、チャンネル登録者数を増加させるために広報周知を行う。
41 125	【介護助手導入の取組み】 介護施設において、身体介護等の専門的な知識や技術が必要な業務以外の「周辺業務」を担う介護助手の導入を支援します。また、介護助手導入に伴う、介護職の専門性向上による生産性やサービスの質向上についてモデル事業を実施し、その成果の横展開を図ります。	・介護助手導入支援事業において介護助手を導入した施設の離職率:5%低下(令和5年度)	○介護助手希望者に対し6回、受入事業所に対し2回、それぞれ事前説明会を実施。その上で、求職者・施設のマッチングイベントを6回実施した。 【マッチングイベント】 ・登録求職者:170人 ・登録施設:44施設 ・マッチング:121件 ・採用:21人(13施設)  ○地域医療介護総合確保基金を活用し、大阪市及び大阪介護老人保健施設協会に経費の一部を助成した。 【モデル事業の実績】 (補助金) 大阪市 10,000千円 特別養護老人ホーム 5施設 認知症対応型共同生活介護 1施設 (委託) 大阪介護老人保健施設協会 19,998千円 介護老人保健施設 13施設	・登録施設数を増やす為、事業所向け説明会を複数回開催するなど更なる広報周知を行う。  ・モデル事業については、R4年度も実施するとともに、介護助手未導入施設に対しR3年度事業で得たノウハウを広く伝える等、横展開を図る。
42 125	【有資格者を対象とした取組み】 資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士が、円滑に再就業できるよう、研修等の支援を行います。	・研修参加者:100人／年	○資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士に対し、多様な情報提供、知識や技術の再確認・再習得のための研修、マッチング段階における職場体験を実施することで、介護分野に即戦力として復帰できるよう再就業支援を実施した。 令和3年度 ・研修実施回数 4回 ・参加者数 20人 ・再就職者数 9人	潜在介護福祉士等の所在の把握が難しい状況にあるが、研修参加者の増加に向け、より効果的な広報周知を行う。
43 125	【外国人介護人材の円滑な受入れ】 「大阪府外国人介護人材適正受入れ推進連絡会議」を開催、「外国人介護人材の円滑な受入れに関する研修」や「介護施設等で働く外国人介護人材に向けた集合研修」等を実施します。 また、年々増加する外国の介護人材が、資格を取得するための支援として、介護福祉士修学資金貸付事業の更なる財源確保を行います。	・研修参加者:160人／年	○外国人介護人材の円滑な受入れに関する研修と次年度の取組の方向性を検討するため、「大阪府外国人介護人材適正受入れ推進連絡会議」を開催した。 ・連絡会議 開催日:令和3年11月1日(月)開催 内容:外国人介護人材受入れ状況等のアンケート結果報告 コロナ禍における外国人介護人材等受入の現状及び課題について 今後の連絡会議の運営について	新型コロナウイルス感染症拡大により、対面による研修は中止した。今後オンラインなど効果的な実施方法を検討していく。

3. 介護サービス基盤整備と介護人材確保					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
44	125	○介護職員の離職防止・定着促進・資質向上の取組み 新任職員のモチベーション向上やチームリーダーを担う職員の専門性や組織力を高める研修を階層別により実施し、介護職員の離職防止や定着促進を図ります。 また、介護の無資格者・未経験者を雇用し、初任者研修を受講させる介護施設の雇用・研修経費を支援します。	・研修参加者: 10,000人(延べ)/年 ・対象者数: 120人/年	○社会福祉施設等の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を、コロナ禍を踏まえて実施した。 参加人数: 4,837人  ○事業の知名度向上と申請促進の為、説明会やHPへの掲載、チラシの作成等事業の周知を実施した。 【事前着手届】 41人(16事業者)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の実施が難しい状況においてはオンラインの活用や感染対策等を徹底し研修を実施した。今後もオンラインにおけるシステムの導入・維持を行う。 ・施設向け説明会をはじめとした事業の周知を行うことで、参加事業者の更なる増加を図る。
45	125	○介護情報・研修センターの運営委託 介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施します。 また、市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着を図る事業を支援します。	・研修参加者: 2,000人(延べ)/年	○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。 ・市町村職員研修 1講座 21名 ・介護・福祉等専門職員研修 39講座 1,039名	相談窓口外での出張相談会等を行い、より広範囲の対象者への情報提供を行う。新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の実施が難しい状況においてはオンラインの活用や感染対策等を徹底し研修を実施する。
46	125	○地域介護人材確保連絡会の設置・市町村が実施する人材確保事業の支援 介護人材確保や定着促進を推進することを目的とした会議体を、府域6ブロックに設置し、介護人材確保に関する情報提供・意見交換等を実施します。 また、市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着を図る事業を支援します。	一	○府域の介護人材確保や定着促進の推進のための会議を6ブロックで開催し、情報提供・意見交換等を行った。 市町村が行う介護人材の資質の向上、職場への定着を図る事業を支援した。4市(大阪市、東大阪市、池田市、茨木市)	関係機関と情報提供・意見交換を行い、府や市町村で実施する各事業の相互連携の強化を図る。
47	125	○介護ロボット導入支援 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成するとともに、活用の利点や導入事例を紹介するセミナーを開催します。	・導入施設数: 300施設	○地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成した。 【導入助成実績】 89施設 介護ロボット 918台 通信環境整備 43施設 計174,872千円	引き続き、介護ロボットの導入を促進し、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に努める。
48	125	○ICT導入支援 地域医療介護総合確保基金を活用し、ICT導入経費の一部を助成します。	・導入施設・事業所数: 893施設	○介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図り、介護従事者の負担軽減等による雇用環境の改善、離職防止及び定着促進に資することを目的として介護事業者が介護ソフト、タブレット端末等を導入する費用の一部に対する補助金の交付を行った。【補助事業所数: 414(累積500)】	厚生労働省の制度改革趣旨を踏まえ、業務改善とビッグデータの集約に資するよう、本事業の充実を図っていく。
49	125	○「大阪ええまちプロジェクト」による個別相談型支援 社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として、地域で居場所づくりや生活支援を行う地域団体の活動や課題に応じ、府内で活躍する先進NPO法人等が電話、メール、訪問、来所により隨時に対応する相談支援を実施します。	【支援団体数】 ・個別相談型支援: 30団体/年	(再掲) ○社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施した。 【随時個別相談支援】24件	(再掲) 高齢者の社会参加や生きがいづくりの気運醸成、住民主体型サービスの好事例創出等による市町村支援として「大阪ええまちプロジェクト」を実施する。
4. 認知症の人の介護者の負担軽減の推進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
50	125	(再掲) ●市町村が設置する認知症カフェの周知等による支援 市町村の家族の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組みを推進し、地域の実情に応じた方法による普及を図るため、取組事例の紹介等により市町村を支援します。	・認知症カフェを全市町村に普及	○認知症地域支援推進員の研修会において、認知症カフェの活動紹介等を行った。 ○市町村における「認知症カフェ」の取組について調査を行い、調査結果について市町村にフィードバックするとともに、大阪府のホームページにて各市町村の取組を紹介した。 「認知症カフェ」設置済市町村数: 39市町村(令和3年3月末時点)	認知症施策及び在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者会議等の場を活用し、好事例の横展開等を図っていく。
51	126	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行ったために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。	引き続き、認知症地域支援推進員のスキルアップのため、研修を実施していく。
52	126	(再掲) ●ピアサポート活動支援事業 認知症の人が多い、自らの希望や必要としていること等を主体的に語り合う「本人ミーティング」や悩みを共有するための認知症当事者同士の交流会等の開催を市町村と連携して普及します。	一	○「本人交流会」を3回開催した。 令和3年9月24日(8名参加)、11月6日(3名参加)、11月27日(6名参加) ○「本人ミーティング」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止	引き続き、本人交流会や本人ミーティングを開催し、その結果を踏まえ、市町村による本人交流会等の開催を促していく。

第4項 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援、社会参加支援															
1.「認知症バリアフリー」を推進します															
(1)バリアフリーのまちづくりの推進															
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向										
53	133	●認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポートーの養成等、市町村等と連携して、認知症に関する正しい知識を深めるための普及・啓発を推進していきます。	—	○認知症サポートー養成の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修を実施。 【養成研修】3回、受講者143名 ※府内認知症サポートー養成数 30,350名 累計 766,644名(令和4年3月31日現在)  ○大阪府のホームページを活用し、認知症サポートー研修の様子等の写真を掲載するなど、府民向けの周知を行った。	・引き続き、市町村とともに計画的に認知症サポートーを養成していく。 ・大阪府のホームページにおいて、市町村が実施する認知症サポートー養成講座のホームページや問い合わせ窓口の紹介を行う。										
54	133	○全駅舎のバリアフリー化 鉄道事業者が実施するエレベーターの設置については、市町村や鉄道事業者等の関係者に対し、情報提供・助言を行うとともに、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、移動円滑化事業を促進します。また、転落防止設備として効果の高い可動式ホーム柵については、鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、設置を働きかけます。	—	府内ホーム柵設置番線数: 232番線／1342番線 ○1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の駅及び、UDの視点に立った鉄道駅等の異なるバリアフリー化に対し、国・市町村と協議しエレベーター整備に対する補助を実施。 ・1ルート以上のバリアフリー化: 東貝塚駅(JR西日本)(第3章63項再掲)	・鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう、情報提供・助言を行うとともに、設置を働きかける。 ・「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点に立った鉄道駅等の異なるバリアフリー化を促進するため、エレベーター等の整備に向け、関係機関との調整を行う(第3章63項再掲)										
55	134	○交通安全施設等整備事業の推進 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する特定道路について移動等円滑化を実施します。	・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路について、移動等円滑化を実施	■重点整備地区内の特定道路 全87.49kmのうち、67.91km整備済み (令和3年実績0.15km)  ■整備内容の例:歩道拡幅、段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等	■課題:用地困難や市閑連事業との調整により未整備となっている区間の解消 ■今後の方針:「バリアフリー法」基本方針に基づき、未整備区間について引き続き移動等円滑化を実施する。対策を講じることが困難な箇所については、その対応について市町村と協議する。										
56	134	○バリアフリー化の促進 公的賃貸住宅のバリアフリー化を進めるとともに、民間住宅においても介護保険制度や府・市町村の助成制度等を活用したバリアフリー化を促進します。	・高齢者の居住する住宅のバリアフリーア化率: 75%(令和7年度) ※高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅において、手すり等高齢者のための設備のいずれかが設けられている住宅の割合	○バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設  ○住戸内のバリアフリー化改善 <table border="1"><tr><th>戸数</th><th>令和3年度</th></tr><tr><td>大阪市営団地</td><td>800</td></tr><tr><td>市営市街地</td><td>105</td></tr><tr><td>公営J戸別</td><td>75</td></tr><tr><td>合計</td><td>980</td></tr></table> ○中層住宅のエレベーター設置  ○大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じて、専門知識を持った事業者の情報提供を行つか	戸数	令和3年度	大阪市営団地	800	市営市街地	105	公営J戸別	75	合計	980	○府営住宅 住戸内バリアフリー化事業:既存住戸について、住戸内の段差解消や手すり設置などの改善を引き続き実施する。 中層住宅エレベーター設置事業:築年数や階数、集約建替等の着手時期を考慮して計画的に進める。  ○市町営住宅 各市町において、長寿命化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、助言を行う。  ○公社 ストック活用計画(R4～R13)に基づき、住戸のバリアフリー化を建替えにより進めるとともに、既存住宅においても屋外環境整備として団地内のバリアフリー化を行う。  ○引き続き、大阪府住宅リフォームマイスター制度等を通じての専門知識を持った事業者の情報提供を図る。
戸数	令和3年度														
大阪市営団地	800														
市営市街地	105														
公営J戸別	75														
合計	980														
57	134	○信号機等のバリアフリー化の推進 バリアフリー法の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的、一体的なバリアフリー化を促進します。	—		高齢者等感応信号機等の整備については、高齢者及び地域住民等の意見、要望も踏まえつつ整備を検討する。										
58	134	○「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」の推進 大阪スマートシティパートナーズフォーラム(※)のプロジェクトにおいて、「高齢者にやさしいまちづくりプロジェクト」を推進します。 (※)市町村の地域・社会課題を解決し公民共同エコシステムを実現するため、会員企業等のソリューションを組み合わせ、持続可能なサービス・ビジネスモデルを策定し、市町村への提案、実証・実装を行うプロジェクトを進めます。	—	○高齢者にやさしまちづくりをめざし、プロジェクトのコーディネーター企業が中心となって、ICTを活用した実証プロジェクトを複数実施。 一部のプロジェクトは、高齢者の生活を支援するサービスプラットフォームを公民共同で構築し、タブレット等の端末を活用することにより、行政と民間のサービスを提供することを目的とした「スマートシニアライフ事業」へ統合。	プロジェクトの実装を市町村へ展開。 スマートシニアライフ事業と連携。										

(2)交通安全の確保の推進					
項目 記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度	課題及び今後の方向	
			取組みの状況		
59 134	○交通安全確保の推進 高齢者の交通事故防止に関する府民の意識を高めるため、全国交通安全運動等普及啓発活動を実施します。	—	○各季の交通安全運動等の際に広報啓発ポスター、リーフレット等を制作、配布し、関係機関、団体等に周知、協力要請し広報啓発を実施した。 ○高齢運転者対策として、「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の周知のため、HPやパンフレットによる広報啓発を実施した。	コロナ禍の状況を踏まえ、今後SNS等の情報発信ツールを活用した効果的な広報啓発をさらに充実させていく。	
(3)住宅の確保の推進					
項目 記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度	課題及び今後の方向	
			取組みの状況		
60 134	○あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録促進 住まい探しに関する相談に応じる宅地建物取引業者である協力店を通じて、賃貸人等にあんぜん・あんしん賃貸住宅の登録の働きかけを行います。	・府域全体で住宅セーフティネット法に基づくあんぜん・あんしん賃貸住宅の登録:2万戸(令和7年度末)	○あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録促進を行った。 住宅登録数:令和3年3月 35,428戸 ⇒令和4年3月 36,340戸	引き続き、あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録促進を行う。	
61 134	○高齢者や障がい者などに対する入居差別、不当な追い出し行為等の解消 高齢者等の住宅確保要配慮者への入居差別、入居拒否は、居住の安定を阻害する大きな要因となっています。そのため、大阪府では不動産関係団体等の協力を得て、研修会や講習会等の場で入居差別、入居拒否に関する啓発を行うとともに、住宅確保要配慮者が入居差別、入居拒否を受けた場合に相談できるよう、大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別の相談窓口を設け、相談に応じます。また、宅地建物取引業者に対し、賃貸住宅の入居申込者が高齢者、障がい者、母子(父子)家庭又は外国人であるという理由だけで入居申込みを拒否しないよう、宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。	・賃貸住宅における入居差別の状況 (高齢者):解消(令和7年度)	○宅地建物取引業者に対して研修等による周知・啓発を実施。 ○「Osakaあんしん住まい推進協議会」JHPに、市町村別の入居拒否・入居差別の相談窓口を掲載し情報提供を行った。 ・賃貸住宅における入居差別の状況 32.2% ※宅地建物取引業者が過去5年程度の期間において、賃貸住宅の媒介に際して、家主から高齢者については断るように言われたことがある割合	・引き続き、宅地建物取引業者に対して周知・啓発を実施する。 ・引き続き、「Osakaあんしん住まい推進協議会」JHPにおいて相談先の情報提供を行う。	
62 134	○サービス付き高齢者向け住宅の適切な運営、管理の確保等 登録基準について的確に審査を行うとともに、相談窓口や緊急時の連絡体制についての明確化を事業者に指導し、登録後は事業者からの報告聴取や立入検査等により適切な指導監督を図ります。 また、介護ニーズ等に適切に対応できるよう、サービス付き高齢者向け住宅における高齢者生活支援施設等の併設を促進するとともに、適正なサービスが提供されるよう事業者に対して指導の徹底を図ります。	・高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合:90%(令和7年度)	○高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合:6.5%	地域に開放された施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促していく。	
63 134	○自治会等の住民組織が主体となった活動を促進 まちづくりの主体である地元市町村と連携して、公的資産や空家などを活用した活動拠点の確保、NPO等の民間団体とのマッチングなどを行います。	—	○一部の府営住宅において、見守り活動拠点及び交流場所等として、空き戸を活用し、コミュニティの活性化を図る取組みが行われた。 ○一部の市営住宅において、空き戸を活用し、NPO法人が、子育て支援、高齢者の生活支援などの活動を行ない、コミュニティの活性化を図る取組みを実施。	・府営住宅については、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室等を積極的にまちづくりに活用していく。 ・高齢化の進展により、自治会の役員など担い手が不足しつつあるため、他市町の取組事例を情報提供などして、高齢者が安心して住むことができるよう、引き続き市町に働きかけを行う。	
64 135	○公的賃貸住宅の活用 公的賃貸住宅を地域の資産として捉え、周辺地域に生活支援や介護・医療・福祉サービスを提供する施設等の導入を図るなど、まちづくりへ積極的に活用します。	—	○公的賃貸住宅ストックの有効活用を目的に、各公的賃貸住宅事業者間の連携を強化するため、市町ごとに地域再生連携協議会を設置。その全てで第1回協議会を開催し、各公的賃貸住宅事業者の情報共有を行った。 ○府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、積極的なまちづくりへの活用に向け地元市町と協議を実施した。	・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。 ・府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室等を積極的にまちづくりに活用していく。	
65 135	○介護・医療、生活支援施設などの導入促進 公的賃貸住宅の空室や建替え等により生み出す用地等において、介護・医療、生活支援施設や子育て支援施設などの導入を促進します。	—	○公的賃貸住宅の再編・整備を核とした地域に必要な施設導入等地域課題の解消、地域再生につなげる取組みを進めるため、市町ごとに設置した地域再生連携協議会で各公的賃貸住宅事業者の情報共有を行った。 ○府営住宅については、地域のニーズに対応した空室活用について地元市町と協議を実施し、まちづくりへ活用した。(子育て支援施設としての空室活用状況12件11団地[令和4年3月31日現在])	・今後、協議会において、再編・整備による良質なストック形成や新たな機能導入など、地域再生に向けて、各公的賃貸住宅事業者による具体的な連携方策について検討を行う。 ・府営住宅については、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に資するため、地元市町のまちづくりの方針や地域のニーズを踏まえて、空室等を積極的にまちづくりに活用していく。	

(4) 地域支援体制の強化				
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
66 135	●認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携体制の運用 府内市町村や他の都道府県へ広域発見協力を要請する際の情報共有及び連携方法に関しての必要な事項を定めた「大阪府認知症等高齢者の行方不明時広域発見連携要領」や「行方不明者の早期発見及び身元不明迷い人の早期身元確認に関する大阪府と大阪府警本部との相互連携の推進に係る協定」に基づき、府内市町村と連携して、認知症等による高齢者の行方不明時の早期発見・保護を図っています。	—	○行方不明高齢者の早期発見・早期保護を図るために、市町村等からの依頼に基づき他市町村等への広域的な情報発信を行うとともに、府警本部へも情報提供を実施した。	引き続き、民間企業からの協力を得るとともに、大阪府警察本部と連携しながら、市町村が構築する見守りネットワークの充実を支援する。
67 135	●認知症高齢者等支援対象者情報提供制度の実施 警察署において、保護又は行方不明事業等として取り扱った認知症高齢者等について、本人又はその家族が市町村による支援を希望する場合、本人が居住する市町村に対して、支援対象者に係る情報の提供を行います。	—	○支援対象者又はその家族の同意を得たうえで、それぞれのケースに応じて個々具体的な情報提供を実施しました。	引き続き、本制度を通じて、高齢者の自立支援及び必要な介護支援等への結びつけに努めます。
68 135	(再掲) ●「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結 認知症に対する正しい知識の普及・啓発や地域における高齢者の見守り等の推進を図るために、民間の協力事業者と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結し、取組みを推進します。	・協力事業者との協定締結の推進	○地域における見守り等の推進を図るために、民間企業等と締結する「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、協定に基づく取組みを推進した。 ・株式会社ケーエスケー(令和3年6月23日) ・日本管財株式会社(締結:令和3年7月1日) ・株式会社東急コミュニケーションズ(締結:令和3年9月10日) ・京都信用金庫(締結:令和3年12月1日) ・株式会社ショクフン(締結:令和4年3月1日) ・株式会社京都銀行(締結:令和4年3月24日)	引き続き「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」に関し、協定先事業者の取組み状況を把握し、必要に応じて、より積極的な取組みの促進を働きかける。
69 135	(再掲) ●認知症サポート活動促進事業 市町村においてチームオレンジ(認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポートをつなげる仕組み)の円滑な事業展開が図られるよう、チームオレンジのコーディネーター等に対し、基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識・技術等の研修を実施します。	・チームオレンジのコーディネーター等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○チームオレンジのコーディネーター等に対する研修を令和3年8月27日に実施し、71名が参加した。	引き続き、コーディネーター等に対する研修を実施し、市町村におけるチームオレンジの設置促進を図る。
70 135	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修 地域の支援機関間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。	認知症地域支援推進員のスキルアップのため、引き続き研修を実施していく。
71 135	○居住支援法人の指定 高齢者等の住宅確保要配慮者に対して多様な居住支援を行っている法人を指定します。また、不動産関係団体や市町村と居住支援法人が緊密に連携して、地域におけるあんぜん・あんしん賃貸住宅等への居住支援の強化を図ります。	—	○居住支援法人の指定を行った。 居住支援法人数:令和3年3月 64法人 ⇒令和4年3月 89法人	引き続き、居住支援法人の指定を行う。
72 135	○居住支援協議会の設立促進 市町村は、高齢者等の住宅確保要配慮者にとって身近で、あんぜん・あんしん賃貸住宅を含む住まいの情報提供、相談と、見守りなどの居住支援を一体的に提供するなど、効率的、効果的な支援ができることから、これらの仕組み構築に向けて、市町村単位での居住支援協議会の設立などを働きかけます。	—	○居住支援研修会及び交流会の実施 令和3年12月13日 ○令和4年3月 摂津市居住支援協議会設立 (府内協議会:豊中市、岸和田市、摂津市 人口カバー率:7.7%)	大阪府居住安定確保計画(令和3年12月策定)居住に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:50%(R12年度末)に向けて協議会設立促進の取組を行う。
73 136	○居住支援活動の推進 「Osakaあんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において、住宅の情報に加え、居住支援法人や地域包括支援センターの情報、各市町村が提供する高齢者等の住宅確保要配慮者向けの居住支援情報を提供します。また、高齢者等が身近な市町村で住まい確保の相談ができるよう、市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりを支援するとともに、大阪府の住宅相談室を「Osakaあんしん住まい推進協議会」の相談窓口として位置づけ、住まい探し相談や、必要に応じて相談協力店等の紹介を行います。	—	○「Osakaあんしん住まい推進協議会」のHPや「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」において居住支援情報を提供した。 ○「住まい探し相談会」を市町村・相談協力店連携のもと実施した。 R3年度 5市 計48組 ○住宅相談室における住まい探し相談 R3年度 34組	引き続き居住支援活動の推進のため各取組を行う。

(5) 成年後見制度の利用促進					
項目 計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度	課題及び今後の方向	
			取組みの状況		
74 136	○市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援 「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューである「権利擁護人材育成事業(地域権利擁護総合推進事業)」により、市町村職員等からの相談を受けるスーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施や、「権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等)補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行います。	・スーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施 2回/年 ・市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援 ・成年後見制度利用促進研究会を開催 3回/年	○市町村職員等関係機関からの相談を受けるスーパーバイズ事業、事例検討研修等の実施や、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行った。  スーパーバイズ(相談)回数 電話相談332回 専門相談員による専門相談13回  研修実施 実務研修(令和3年8月23日) 市町村長申立研修(令和3年10月18日) 事例検討研修(令和4年1月14日、24日) 成年後見制度利用促進研究会 1回開催(令和3年9月16日)	引き続き、財政的支援を行うとともに、好事例の共有等の積極的な情報提供により、成年後見制度利用促進の拡充を市町村に働きかける。	
75 136	○成年後見制度利用促進研究会の開催 地域連携ネットワーク等の構築を図るため「成年後見制度利用促進研究会」を開催し、利用促進に係るモデルの検討や意見交換を行っています。	・意見交換会:3回/年	○「成年後見制度利用促進研究会」を開催、新たな制度の担い手として社会福祉法人による法人後見の在り方について検討、意見交換を行った。また、市町村及び市町村社協によるブロック意見交換会を実施した。  (再掲)成年後見制度利用促進研究会 1回開催(令和3年9月16日) ブロック意見交換会 泉州北部ブロック:令和3年6月25日 南河内ブロック:令和3年7月9日 2ブロック合同:令和3年9月30日、11月10日	「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を実施し、その成果を提供するとともに、ブロック意見交換会で市町村同士の情報交換を活発に行うことにより市町村の地域連携ネットワークの構築等を支援する。	
76 136	○研修の実施 市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけます。	・市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修の実施:3回/年	○市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけた。  (再掲)研修実施 実務研修(令和3年8月23日) 市町村長申立研修(令和3年10月18日) 事例検討研修(令和4年1月14日、24日)	引き続き、庁内関係各課及び関係機関と連携し、研修を実施するとともに、成年後見制度利用支援事業を適切に実施されるよう市町村に働きかける。	
77 136	○日常生活自立支援事業の運営支援 自己の判断のみでは日常生活を営むのに支障のある高齢者等の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。	—	○日常生活自立支援事業の運営主体である社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に対し補助を行うとともに、府内の運営監視を行う会議や監査に出席した。	引き続き、財政的支援を行うことにより、運営を支援する。	

(6)高齢者虐待防止の取組みの推進					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
78	136	○高齢者虐待防止市町村実務者研修事業 市町村や地域包括支援センター職員の高齢者虐待への対応力の向上を図るために、職階、経験別の研修を実施します。	・市町村や地域包括支援センター職員を対象とした、初任者、現任者、管理職の研修をそれぞれ毎年1回実施	○初任者研修 受講者数 383名 ○現任者研修 3日間2コース 受講者数 70名 ○管理職研修 受講者数 30名	市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上のために、引き続き体系的な研修を行う。
79	136	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(高齢者虐待防止専門職チーム派遣) 市町村における対応困難事例に対し、府に専門相談員を配置し、市町村からの相談に応じるとともに、専門的な判断をする虐待事例に対し、弁護士・社会福祉士で構成する専門職チームを派遣し、法律・福祉の両面から専門的な助言を行います。	・専門職チーム派遣:6市町村/年	○市町村における対応困難な事案に対して、府に配置した専門相談員が応じるとともに、必要な場合には弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。 専門職チームの派遣 1回	市町村における虐待防止体制が強化されるよう、対応困難事案に対する助言等専門的支援を行う。
80	136	○高齢者虐待防止体制整備支援事業(養介護施設従事者等向け研修) 養介護施設等における虐待を未然に防止する観点から、養介護施設の管理者等を対象に、研修を実施します。	・養介護施設の管理者等を対象に、現場リーダー、管理者向けの研修を年1回実施	○令和4年3月に、施設管理者向け研修、現場リーダー向け研修を開催。新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。	引き続き、施設職員の高齢者虐待への理解の促進、施設内の虐待防止研修の実施促進等を図る。
81	136	○身体拘束ゼロ推進員養成研修の実施 「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並びに情報提供を行い、施設においてより良いケアの提供と介護技術の向上を図ります。	・養成人員:240名	○令和3年9月21日から令和4年1月12日、に大阪府看護協会研修室で介護保険施設等の介護・看護職員のうち指導的立場にある者を対象に、「身体拘束ゼロ推進養成研修」を開催した。(1コース2日間+実習×3回) 参加人数209名。 ○令和3年9月28日から令和4年1月28日に、高齢者権利擁護に必要な知識を専門的に取得するため、介護施設において指導的立場にある看護職員を対象とした「看護指導者養成研修」(1名派遣)	高齢者権利擁護推進事業としての研修事業等を継続して行うとともに、研修参加者から当該施設の従事者に伝達研修が適切に行われるよう実地指導の際に指導を行う。
82	136	○身体拘束廃止に関する指導強化 実地指導において、高齢者虐待防止の取組みや身体拘束廃止に関する取組みを重点指導項目として指導の強化に努めます。	—	○実地指導は、コロナ感染拡大のため中止。集団指導(WEB研修)を令和3年12月24日より実施し、高齢者虐待防止について指導した。(530施設)	平成30年度身体拘束の要件の厳格化により、介護保険施設において「身体的拘束適正化のための指針」の整備等が規定された。引き続き適切に整備されるように促していく。
83	137	○身体拘束ゼロを推進する啓発 集団指導及び実地指導等において、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止を指導・啓発します。	—	○ホームページ等において、「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果や平成30年度身体拘束の要件の厳格化により、介護保険施設において定められた「身体的拘束の成果のための指針」の整備が適切にされること等、各施設において身体拘束ゼロを推進する啓発を行った。	実地指導において、「緊急やむを得ない場合」について、適切な手続きが行われているか確認し、各施設において身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう指導を行う。
(7)犯罪被害等の未然防止					
項目	計画記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況	課題及び今後の方向
84	137	○勧誘トラブル防止の取組み 高齢者の消費者被害の拡大防止のため、インターネット接続回線の勧誘トラブルなど、高齢者に多いトラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行います。	・「府政だより」による啓発:1回/年	○高齢者の消費者被害の拡大防止のため、住宅修理や送り付け商法など、高齢者に多いトラブル事例の紹介と被害にあわないための注意点等の周知を行った。(掲載日:令和3年10月1日)	悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやしいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
85	137	○悪質商法被害防止の取組み 高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめてリーフレット「撃退！悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて配布する等周知を行います。	・リーフレットの配布:1, 000回/年	○高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退！悪質商法」を高齢者向け講座等を通じて配布している。	悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやしいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。
86	137	○消費者被害防止に向けた関係機関と連携した啓発活動 福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会での、高齢者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行います。また、府及び市町村の福祉関係部局に呼び掛け、見守りネットワークの構築のため、研修会等を利用して啓発を行います。	・福祉部と連携した福祉関係従事者の啓発:4回/年	○福祉部等が実施する、福祉関係従事者への研修や各地の社会福祉協議会で、消費者の見守りに関するハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行った。また、府及び市町村の福祉関係部局に呼び掛け、見守りネットワークの構築のため、Web意見交換会等を開催し福祉部局担当者の要望等を聞き取った。	消費者安全法に基づく、市町村における消費者安全確保地域協議会等高齢者の見守りネットワークの設置を促進するため、市町村の福祉部局との連携の取組を支援する。

2.若年性認知症の人への支援					
項目 記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況		課題及び今後の方向
87 137	●若年性認知症支援コーディネーター設置事業 若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークの調整をするコーディネーターを引き続き配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労の継続支援や社会参加支援等を推進します。	一	○若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談内容を踏まえ、必要な支援制度やサービス等の紹介、関係機関との調整連絡等の連携を図り、若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう取り組んだ。 ・相談件数:1078件(延べ件数)		若年性認知症支援コーディネーターの詳細な相談対応の内容を把握・分析するとともに、課題等を整理し、機能の充実に向け取組む。
88 137	●若年性認知症地域支援力強化推進事業 若年性認知症特有の課題に対応した支援を行うため、本人の状態像や今後の状態変化の見立て等の医学的見地からのアセスメントを踏まえて、症状の多様性や本人の特性に応じた支援方法に関するコンサルテーションを実施し、地域での支援力の強化を図ります。	・若年性認知症にかかるコンサルテーション数:90人/年	○コンサルテーション数:60人(延べ)		地域の支援者等に働きかけ、引き続きコンサルテーションを続けます。
89 137	●若年性認知症対策事業 若年性認知症の早期診断、早期対応に繋げていくために、若年性認知症の支援に携わる関係者等を対象に、若年性認知症に関する理解を促進します。	・若年性認知症啓発セミナーの開催	○令和4年1月開催 新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、オンライン配信にて実施。		若年性認知症の本人と関わる関係者等に向け、引き続きセミナーを開催します。
90 137	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修 地域の支援機間間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行ったために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員の若年性認知症への支援スキルの向上を図るため、本フォローアップ研修において、若年性認知症への支援に関する内容を盛り込みます。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。		引き続き、認知症地域支援推進員のスキルアップのため、研修を実施していく。
91 137	(再掲) ●認知症初期集中支援チームフォローアップ研修 複数の専門職が、認知症が疑われる人等を訪問し、アセスメントを行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行つた後に、市町村に設置されている認知症初期集中支援チームの質の向上を図るフォローアップ研修を実施します。	・認知症初期集中支援チームのチーム員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信にて実施。		引き続き、認知症初期集中支援チームの活動のスキルアップを図るため、研修を実施していく。
3.社会参加支援					
項目 記載ページ	取組み(計画上の記載内容) (●認知症の人を主な対象とした施策 ○高齢者向け施策)	目標	R3年度 取組みの状況		課題及び今後の方向
92 137	(再掲) ●認知症地域支援推進員フォローアップ研修 地域の支援機間間の連携づくりや、認知症の人や家族への相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行つたために、市町村に配置されている認知症地域支援推進員に対し、専門的な知識・技術の修得を図るスキルアップ研修を実施します。	・認知症地域支援推進員を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回以上実施	○令和4年3月に開催。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン配信にて実施。		引き続き、認知症地域支援推進員のスキルアップのため、研修を実施していく。
93 138	(再掲) ●ピアサポート活動支援事業 認知症の人が集い、自らの希望や必要としていること等を主体的に語り合う「本人ミーティング」や悩みを共有するための認知症当事者同士の交流会等の開催を市町村と連携して普及します。	一	○「本人交流会」を3回開催した。 令和3年9月24日(8名参加)、11月6日(3名参加)、11月27日(6名参加) ○「本人ミーティング」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止		引き続き、本人交流会や本人ミーティングを開催し、その結果を踏まえ、市町村による本人交流会等の開催を促進していく。
94 138	(再掲) ●若年性認知症支援コーディネーター設置事業 若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークの調整をするコーディネーターを引き続き配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労の継続支援や社会参加支援等を推進します。	一	○若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談内容を踏まえ、必要な支援制度やサービス等の紹介、関係機関との調整連絡等の連携を図り、若年性認知症の人が適切な支援を受けられるよう取り組んだ。 ・相談件数:1078件(延べ件数)		若年性認知症支援コーディネーターの詳細な相談対応の内容を把握・分析するとともに、課題等を整理し、機能の充実に向け取組む。